

## 平成20年第2回那須烏山市議会定例会（第1日）

平成20年3月4日（火）

開会 午前10時00分

散会 午後 4時11分

## ◎出席議員（20名）

|      |           |      |           |
|------|-----------|------|-----------|
| 1 番  | 松 本 勝 栄 君 | 2 番  | 渡 辺 健 寿 君 |
| 3 番  | 久保居 光一郎 君 | 4 番  | 高 徳 正 治 君 |
| 5 番  | 五味渕 博 君   | 6 番  | 沼 田 邦 彦 君 |
| 7 番  | 佐 藤 昇 市 君 | 8 番  | 佐 藤 雄次郎 君 |
| 9 番  | 野 木 勝 君   | 10 番 | 大 橋 洋 一 君 |
| 11 番 | 五味渕 親 勇 君 | 12 番 | 大 野 曄 君   |
| 13 番 | 平 山 進 君   | 14 番 | 水 上 正 治 君 |
| 15 番 | 小 森 幸 雄 君 | 16 番 | 平 塚 英 教 君 |
| 17 番 | 中 山 五 男 君 | 18 番 | 樋 山 隆四郎 君 |
| 19 番 | 滝 田 志 孝 君 | 20 番 | 高 田 悦 男 君 |

## ◎欠席議員（なし）

## ◎説明のため出席した者の職氏名

|        |           |
|--------|-----------|
| 市長     | 大 谷 範 雄 君 |
| 収入役    | 石 川 英 雄 君 |
| 教育長    | 池 澤 進 君   |
| 総務部長   | 大 森 勝 君   |
| 市民福祉部長 | 雫 正 俊 君   |
| 建設部長   | 池 尻 昭 一 君 |
| 教育次長   | 堀 江 一 慰 君 |
| 企画財政課長 | 国 井 豊 君   |
| 市民課長   | 鈴 木 敏 造 君 |
| 農政課長   | 中 山 博 君   |
| 商工観光課長 | 平 山 孝 夫 君 |
| 環境課長   | 久 郷 道 泰 君 |
| 管理課長   | 両 方 恒 雄 君 |

学校教育課長

駒 場 不二夫 君

◎事務局職員出席者

事務局長

田 中 順 一

書 記

藤 田 元 子

書 記

佐 藤 博 樹

書 記

菊 地 唯 一

## ○議事日程

- 日程 第 1 会議録署名議員の指名について（議長提出）
- 日程 第 2 会期の決定について（議長提出）
- 日程 第 3 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について（市長提出）
- 日程 第 4 発議第 1号 那須烏山市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正について（議員提出）
- 日程 第 5 発議第 2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について（議員提出）
- 日程 第 6 議案第19号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 7 議案第21号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行による老人保健法及び国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 8 議案第20号 那須烏山市環境基本条例の制定について（市長提出）
- 日程 第 9 議案第22号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第10 議案第23号 那須烏山市税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第11 議案第24号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第12 議案第25号 那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第13 議案第26号 那須烏山市介護保険条例等の一部改正について（市長提出）
- 日程 第14 議案第27号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第15 議案第28号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第16 議案第29号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について（市長提出）
- 日程 第17 議案第31号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について（市長提出）
- 日程 第18 議案第32号 財産の取得の一部変更について（市長提出）

- 日程 第19 議案第11号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第20 議案第12号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第21 議案第13号 平成19年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第22 議案第14号 平成19年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第23 議案第15号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第24 議案第16号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第25 議案第17号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第26 議案第18号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算について（市長提出）
- 日程 第27 議案第 1号 平成20年度那須烏山市一般会計予算について（市長提出）
- 日程 第28 議案第 2号 平成20年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第29 議案第 3号 平成20年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第30 議案第 4号 平成20年度那須烏山市老人保健特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第31 議案第 5号 平成20年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第32 議案第 6号 平成20年度那須烏山市介護保険特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第33 議案第 7号 平成20年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について（市長提出）
- 日程 第34 議案第 8号 平成20年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について（市長提出）

日程 第35 議案第 9号 平成20年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について（市長提出）

日程 第36 議案第10号 平成20年度那須烏山市水道事業会計予算について（市長提出）

日程 第37 付託第 1号 請願書等の付託について（議長提出）

---

#### ○本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

**〔午前10時00分開会〕**

○議長（小森幸雄君） ただいま出席している議員は20名です。定足数に達しておりますので、平成20年第2回那須烏山市議会定例会を開会いたします。

本日の会議を開きます。

日程に入る前に報告いたします。地方自治法第121条の規定に基づき、市長以下関係部課長の出席を求めていますので、ご了解願います。

次に、本日からの定例会にあたり、去る2月25日に議会運営委員会を開き、議会運営委員会の決定に基づき会期及び日程を編成いたしましたので、ご協力くださるようお願い申し上げます。

---

**◎市長あいさつ**

○議長（小森幸雄君） ここで、市長のあいさつ並びに行政報告を求めます。

市長大谷範雄君。

**〔市長 大谷範雄君 登壇 あいさつ〕**

○市長（大谷範雄君） おはようございます。ごあいさつを申し上げます。

本日、ここに平成20年第2回那須烏山市議会定例会を開催させていただきましたところ、議員各位にありましては、大変ご多用のところ、ご参集を賜りまして、まことにありがとうございます。

今期定例会、平成20年度当初予算を初め32議案を上程させていただきます。執行部一同誠心誠意相務めさせていただきますので、慎重審議を賜りますようよろしくお願い申し上げます。

さて、昨今の私たちの暮らしの中での最大の関心事は、命の源とも言える食の安全対策であろうと思います。今、首相の諮問機関であります国民生活審議会から緊急提言として、食の安全、安心に向けた体制整備に関する原案が公表されました。それによりますと、食品表示に関する一本化や賞味期限の見直し、消費者の情報を集めるデータベース、そして分析官の設置などを提案して、いわゆる縦割り行政を是正し、消費者重視の姿勢を打ち出したことは意義のあることと思いますが、これらの提案を絵にかいたもちに終わらせないためには、内閣の強いリーダーシップが極めて必要と感じております。そしてそれらを踏まえて、全世界に日本から食の安全を呼びかけ、協力を求める運動が必要不可欠と感じています。

本市にありまして、食の安全に直接つながるものといしまして、地産地消の推進、特産品の開発、遊休農地解消策あるいは農業後継者問題など、解決をしていかなければならない諸

問題は山積をしておりますが、那須烏山市の活性策と並行させて、着実に食の安全につき推進をしていきたいと考えております。

さて、毎年予算編成の際には大変苦勞をいたしているところでございますが、その中でこの歳出の中で行財政改革集中プランに基づきまして、現在のところおおむね1年程度前倒しで進捗されておりますことは、大変喜ばしい限りであると思っております。特に、人件費、特別職給料あるいは管理職手当、時間外手当、補助金の見直し、指定管理者制度の導入、繰上償還に伴う利子軽減額などが平成20年度では如実にあらわれているものでございます。それらを合計させていただきますと、前年に比しまして2億1,000万円程度の削減がされているわけでございます。

したがって、その投資的経費と言われるものは、それらの削減された財源と合併特例債、道整備交付金を活用したものとなっております。その中で投資額といたしましては、重点事業10事業といたしまして、14億2,000万円程度計上させていただきました。提案理由の中で詳細ご説明をして、ご意見、ご質問を賜ることといたしておりますので慎重審議をいただきたいと思っております。

特に、本市にとりまして必要不可欠な福祉、教育、医療に重点を置いた予算とも言えると思っておりますし、市民の要望の極めて高い道路整備を本格的に実施をする予算編成となっているところでもございます。

今期の定例会は、条例の制定を3件、条例の一部改正を8件、平成20年度当初予算を10件、平成19年度の補正予算案を8件、人事案件1件、議決案件2件、合計32件を上程させていただきたいと思っております。何とぞ慎重審議を賜りますようお願いを申し上げます、冒頭のごあいさつとさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 本日の議事日程はお手元に配付のとおりであります。

---

#### ◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（小森幸雄君） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。会議録署名議員は、会議規則第80条の規定により、議長において指名いたします。会議録署名議員に

6番 沼田 邦彦君

7番 佐藤 昇市君を指名いたします。

---

#### ◎日程第2 会期の決定について

○議長（小森幸雄君） 日程第2 会期の決定についてを議題といたします。

お諮りいたします。この定例会の会期は、さきに送付したとおり、本日から3月14日までの11日間としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、会期は本日から11日間に決定いたしました。なお、会期中の会議の予定については、送付してあります会期日程表により行いますので、ご協力を願います。

---

### ◎日程第3 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について

○議長（小森幸雄君） 日程第3 議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦についてを議題といたします。なお、議案書の朗読については、会議規則第36条の規定に基づき、議長が必要と認める場合を除き省略いたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について、提案理由の説明を申し上げます。

人権擁護委員候補者の推薦につきましても、人権擁護委員法の規定に基づきまして、議会の意見を聞いて候補者を法務大臣に推薦することになっております。現在、人権擁護委員であります八板幸夫氏、檜山秀雄氏及び仲澤清一氏が平成20年6月30日をもちまして任期満了となりますが、合併に伴いまして人権擁護委員の定数が減員になってまいりますので、引き続き檜山秀雄氏と新たに高木建一郎氏を推薦いたしたく提案するものであります。

今回勇退されます八板幸夫氏は、平成2年2月から6期18年間、仲澤清一氏は平成14年6月から2期6年間にわたり、人権の擁護と人権思想の普及高揚にご貢献されました。ここに八板幸夫氏及び仲澤清一氏の長年のご活躍に対しまして、深く敬意と感謝を申し上げる次第であります。

檜山秀雄氏は平成8年5月から4期12年にわたり、人権思想の普及と啓発に立派な業績を挙げられ、人権擁護委員としての十分な資質を有しており、適任者であります。また、高木建一郎氏は、誠実、温厚な人柄で、農業者として地域住民の信望も厚く、広く地域の実情に通じた識見を持ち、人権擁護委員として活発な活動が期待できる方でございます。ご審議の上、ご同意くださいますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようでありますので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

14番水上正治君。

〔14番 水上正治君 登壇〕

○14番（水上正治君） ただいま上程中の議案第30号 人権擁護委員候補者の推薦について、私は推薦すべきであるとの立場から賛成討論を行います。

檜山秀雄氏は、昭和33年から38年間教員として奉職されました。旧烏山町の平成元年から文化審議委員として積極的に文化活動をされ、また、平成8年から人権擁護委員として現在も活躍されており、人格、識見ともに社会に通じており、人権擁護委員として引き続き活躍を期待できる方であります。

また、高木建一郎氏は、昭和39年、宇都宮農業高校を卒業後、現在に至るまで地元である志鳥地域で農業にいそしんでこられました。その間、農協青年部長あるいは農業委員会では農業振興専門委員長として地域農業の振興、発展のため尽力されました。また、その一方、南那須町消防団第10分団の分団長、そして近年では志鳥下行政区長として活躍され、その温厚、誠実なお人柄は地域住民の信頼も厚く、今回新たに推薦する人権擁護委員として最適者であると考えますので、私は賛成討論を行いました。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第3 議案第30号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第30号については、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第4 発議第1号 那須烏山市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例  
の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第4 発議第1号 那須烏山市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） 発議第1号 那須烏山市議会の議員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正についての趣旨説明を申し上げます。

議長、副議長または議員が、選挙時などにおいてその職を変更し、またはその他の理由において辞職等をする場合における報酬の支給の始期及び終期並びにその額を明確に規定し、重複支給のないよう所要の改正を行うため、提案させていただきました。

どうぞご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で提出者の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第4 発議第1号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議第1号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第5 発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第5 発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正についてを議題といたします。

提出者の趣旨説明を求めます。

18番樋山隆四郎君。

〔18番 樋山隆四郎君 登壇〕

○18番（樋山隆四郎君） 発議第2号 那須烏山市議会委員会設置及び運営条例の一部改正について、4月1日から課制による新行政組織がスタートすることから、常任委員会が所管とする課等を定める所要の改正を行うため提案させていただくものであります。

どうかご審議の上、ご可決くださいますようお願いを申し上げまして、趣旨説明といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で提出者の説明が終わりました。

本案に対する質疑を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

これより採決いたします。日程第5 発議第2号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、発議第2号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第6 議案第19号及び日程第7 議案第21号の2議案を一括して議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第6 議案第19号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の制定について

◎日程第7 議案第21号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行による老人保健法及び国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第19号 那須烏山市後期高齢者医療に関する条例の制定について、議案第21号 健康保険法等の一部を改正する法律の施行による老人保健法及び国民健康保険法の一部改正に伴う関係条例の整理に関する条例の制定についての2議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第19号、議案第21号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第19号であります。平成20年4月1日から施行されます後期高齢者医療制度創設に伴いまして、保険料の徴収、各種申請の受付と交付事務は市が行うこととなりますので、新たに条例を制定するものであります。

保険料の徴収につきましては、介護保険と同様、年額18万円以上の年金受給者からは年金から天引きにより徴収することとなります。また、年度途中で被保険者となる方や年金の収入額が少ない方等につきましては、7月から翌年の2月までの8回に分けて普通徴収により保険料を徴収することとなります。

また、各種申請書の受付と交付事務は、主に被保険者の資格管理、被保険者証の交付、医療給付に関する届出及び申請について条例を制定するものであります。なお、後期高齢者の不便が生じないよう、万全の体制をとるよう指示をいたしております。

次は議案第21号であります。老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められまして、平成20年4月1日から新たに後期高齢者医療制度がスタートすることに伴いまして、老人保健法を引用している関係条例について所要の改正を行うものであります。

いずれも詳細につきましては、市民福祉部長より説明をさせますので、ご審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に担当部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） それでは、補足説明を申し上げます。

最初に議案第19号でございます。議案書の次のページをお願いいたします。平成20年度から施行となります後期高齢者医療制度につきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合が保険者となり運営することになります。市で行う事務は、高齢者の医療の確保に関する法律及び栃木県高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例に定めがあるもののほか、各種申請書の受付等にかかる事務や保険料の普通徴収の納期等につきまして条例で定めることとなりますところから、今回栃木県内各市町一斉に条例の制定をお願いするものであります。

それでは、この条例について概要をご説明申し上げます。第1条は、法律、広域連合条例で定めるもののほか、市で行う事務について必要な事項を定めることとする趣旨について規定をしております。第2条は、法律施行令及び施行規則に定めるもののほか、市が行う事務といたしまして、各種申請書の受付、通知書の引き渡し等について規定しております。市の事務は被保険者の利便性に配慮した窓口事務が主なものとなっております。

第3条は、市が保険料を徴収する被保険者について規定をしております。2号から3号は長期に病院、施設等に入院、入所し、住所を移した場合の規定であります。第4条は保険料の普通徴収にかかる納期、第5条は保険料の督促手数料、第6条は延滞金について規定をしております。これらの第4条から第6条につきましては、市が徴収します各種税等の規定と同様の規定となっております。

第7条は委任について規定しております。第8条から第10条におきましては、過料について規定しております。また、附則2は社会保険等の被保険者の場合は、ご承知のように9月30日までの半年間は均等割が全額凍結、その後の半年間は均等割額の10分の9を減額することとなるための措置、また3では2同様の被保険者が10月1日以降に75歳に到達した場合の定めとなっております。第19条の補足説明を終わります。

次に、第20号の補足説明を申し上げます。議案書の次のページをお願いいたします。今回の主な概要は、健康保険法の一部を改正する法律の施行によりまして、老人保健法が高齢者の医療の確保に関する法律に改められまして、平成20年4月1日から新たに後期高齢者医療制度が始まること。また国民健康保険の改正に伴いまして、関係する条例5本を一括し所要の改正をお願いするものであります。

第1条は那須烏山市特別会計設置条例の一部改正であります。高齢者の医療の確保に関する法律の規定、いわゆる政令によりまして第2条第2項第3号に、那須烏山市後期高齢者医療特別会計を追加するものであります。なお、那須烏山市老人保健特別会計につきましては、健康保険法等の一部を改正する法律附則第39条の規定によりまして、平成20年4月1日から3年間は従前のまま設置しておく必要があるため、今回は改正をせず、3年後の状況により改正の手続きをとることとするものであります。

次に、第2条那須烏山市国民健康保険財政調整基金設置及び管理条例の一部改正ですが、第8条第1項第2号の国民健康保険財政調整基金を処分することができる事由の1つであります老人保健法に規定する拠出金を、法律の改正によりまして高齢者の医療の確保に関する法律に規定する後期高齢者支援金及び後期高齢者関係事務費拠出金に改めるものであります。

なお、平成20年3月診療分の医療費につきましては、老人保健法による平成20年度の支払いとなりますので、健康保険法等の一部を改正する法律附則の規定によりまして、老人保健法に規定する拠出金に不足が生じた場合の財源に充てるための経過措置としまして、今回附則2を設けるものであります。

次に第3条、那須烏山市国民健康保険条例の一部改正ですが、第9条第2項で葬祭費についても、出産一時育児金と同様に他保険者との調整規定を加えるものであります。重複支給をできないようにということです。

第11条は、国民健康保険法の一部改正に基づきまして、特定検診等を追加するとともに、保健事業項目を整理統合するものであります。

次に第4条那須烏山市重度心身障害者医療費助成の一部改正並びに第5条那須烏山市ひとり親家庭医療費助成条例の一部改正はいずれも同じですが、第2条第2項医療保険各法に関する定義に高齢者の医療の確保に関する法律を加え、第3項及び第4項は医療保険各法に高齢者の

医療の確保に関する法律を加えたことによりまして、保険給付一部負担金等及び医療機関等に関する定義中、老人保健法に関する規定分を削除すること。

また、第3条助成対象者におきましても、老人保健法による老人医療に関して規定している部分の高齢者の医療の確保に関する法律に、後期高齢者医療に関する内容に改めるものであります。

以上で第21号の補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 議案第19号の高齢者医療に関する中で、過料、第8条、第9条なんですが、10万円以下の過料に処する、第8条ですね。第9条が徴収を免れた金額の5倍に相当する金額以下の過料に処するとあるんですが……。

○議長（小森幸雄君） 19番さん質疑が始まったのですが文教福祉常任委員会に付託するという話分かっていますよね。文教福祉常任委員会ですよ。

○19番（滝田志孝君） そうですね、やめておきます。ちょっとうっかりしました。申しわけないです。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 私も同じく文教福祉常任委員でございますが、これは制度全般にかかわる問題であり、また当初予算やいろいろなものと連携するものと思われれます。細部にわたることは委員会で質疑しますけれども、総括的な質疑はここでできると私は思います。でないと、委員会での質疑もできないというふうに思いますので、総体的な質問をさせていただきたいと思います。

今回、75歳以上のお年寄りを今の国民健康保険とか健康保険から出して、後期高齢者だけの保険をつくるということで始まるわけですが、まず、先ほど市長の提案理由の説明の中にもありましたように、この後期高齢者の運営主体というのは県広域連合であるというふうになりますよね。後で国民健康保険の改正の問題とあわせて出てくる問題、あるいは当初予算とも関連するんですが、会計で言いますと、今まで老人保健特別会計というのがありましたよね。それから一部切り離して後期高齢者医療特別会計というのが今度できるんですよね。これは被保険者が4,860人というふうに書いてありますけれども、ここで言う会計というのは、いわゆる保険料を徴収して、そして県の広域連合につなぐというだけの事務なのか。市の中で特別に事務費その他は当然かかりますよね。

例えば予防医療事業とか、健康診断事業とか、そういうものは県の広域連合がやるのか、そ

れとも市町村がそれに変わって委託をされてやるのか。その辺の考え方、それとこの後期高齢者医療を特別会計から切り離されたものが老人保健特別会計ということで、つまり65歳から74歳までの老人保健特別会計というようなことで組み立てを理解したらいいのか。その辺を、運営主体が何をやるのか。県の広域連合が何をやるのか。市町村がどのような事務や事業を行うのか。そこのところを明確にしてもらわないと頭が整理できないので、まずその辺の説明をしていただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正 正俊君） お答えいたします。

まず、後期高齢者特別会計が平成20年度から始まりますが、こちらのほうについての会計は保険料を徴収し、また軽減額がありますから軽減額に対しまして県から補助金をいただいたその分について、市のほうで集めて連合のほうに送る。

それから、もう一つ、健康診査につきまして、広域連合のほうから市のほうに委託を受けて、お金をいただいて市が実施するというのが、後期高齢者の特別会計の中身でございます。基本的には広域連合のほうでほとんど決定しまして、窓口の申請とかそのつなぎと言うんですか、被保険者が宇都宮まで行かなくてもそれぞれの市の窓口でできるような事務について、主に市町村でやるということで、決定は基本的には広域連合で実施することになっております。

それから、老人保健特別会計なんですが、老人保健特別会計につきましても、この後期高齢者と同じように基本的には75歳以上、寝たきりで重度の心身障害者については認定されてから65歳以上ということで、これは老人医療についても後期高齢者医療につきましても、被保険者数についての考え方はほとんど同じです。

ただ、老人保健につきましては、それぞれ社会保険とか国民健康保険という保険証がありまして、75歳以上につきましては老人保健の受給者証ということでやっておりました。それは今度はその受給者証ではなくて、後期高齢者の75歳以上につきましては保険証というのが発行になりまして、その保険証でかかるというような制度になっております。

また、老人保健特別会計を平成20年度も設けておく理由なんですが、これは算入別と言いまして、医療費について3月から翌年の2月までが当該年度ということになっております。ですから、老人保健ですと平成20年の2月診療分までについては平成19年度で支払いになってくるんですが、3月分につきましては平成20年度支払いになってしまうんですね。審査内容なんか審査しますと2カ月、3カ月かかってしまいますから、平成20年度支払いになる。

それでまた支払い基金とか国とか県からの補助金も当然平成20年度ということで、またそのほかいろいろな調整が3年間ぐらい、法律のストックの中で特別会計を設置する必要があるということで、今回高齢者特別会計と老人保健特別会計を並行して平成20年度は設置すると

いうことになっています。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） そうしますと、後期高齢者の医療特別会計というのは、保険料を預かって県の広域連合に拠出するということと、各種の申請手続を受け付けるということですね。あとは健康診断や保健事業というものを県の広域連合から委託を受けて実施する。そういうことだというふうに理解していいですね。

老人保健特別会計については、あくまでも3年間ぐらいですけれども、つなぎでいくということで、それでは前期高齢者のやつは国民健康保険のほうで運営するという考え方でいいんですかね。将来はですよ、今はつなぎだから。その辺がちょっとわからないので、そういうことが1つと。

あとはレセプトについても、申請を受け付けるだけで、それも県のほうに出して県のほうが支払いをするということになるんでしょうね、きっとね。そういうことではないかなと思います。

予算の中身から見ますと、今回、国民健康保険のほうでは1万3,800人ということですが、後期高齢者に伴って1万300人になるということなんですが、3,500人だけが国民健康保険とダブるのかなと思うんですよね。ところが、先ほど述べました後期高齢者医療特別会計については、被保険者が4,860人というふうになっているんですけれども、1,300人が違うのはどのような数字なのか。総体的なことなので、それも説明をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 前期高齢者につきましては、今回、国民健康保険税条例を改正させていただきまして、65歳から74歳までの方に対しまして特別徴収をさせていただくというふうな制度でございます。ですから、特別会計がどうのこうのというまだそういう部分については国のほうは示されておられません。（「だから、前期高齢者は国民健康保険でやるんでしょう」の声あり）そうです。74歳までは国民健康保険でやるということです。（「だから、将来は老人保健特別会計はなくなっていく、今はつなぎだから」の声あり）そうです。ただ、老人保健は今も75歳以上なんです。74歳未満はそれぞれ社会保険とか国民健康保険なんです。ですから、65歳から74歳がいわゆる国で言っております前期高齢者、それについては65歳から年金が支給されていますから、その所得に応じまして特別徴収をするという制度です。

それから、4,860人が後期高齢者で国民健康保険が3,500人でその差はということで

すが、社会保険から後期高齢者のほうに行く人もいますから、合わせますと4,860人ということになっています。

ちょっと漏れましたが、一般会計のほうですね、後期高齢者関係について一般会計で措置するものがあるんです。これは1つは市町村負担金と言いまして事務費ですね。広域連合を運営するための職員の人件費とか事務費、医療給付費は全体で100とした場合は、10が被保険者が保険によって負担しますから、残りの40がゼロ歳から74歳で支援する。残りの50%については公費負担になるんですが、その半分ですから25%が国庫、県と市は12.5%ということなものですから、医療費の12分の1につきましては一般会計のほうから連合のほうに医療費として拠出する。それと、今言った運営費ですね、人件費、これは一般会計のほうで措置する。

○16番（平塚英教君） なるほど。よくわかりました。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第19号及び議案第21号につきましては、文教福祉常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第19号及び議案第21号については、文教福祉常任委員会に付託をいたします。

---

#### ◎日程第8 議案第20号 那須烏山市環境基本条例の制定について

○議長（小森幸雄君） 日程第8 議案第20号 那須烏山市環境基本条例の制定についてを議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第20号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市環境基本条例は、那須烏山市の環境を保全し、現在及び将来の世代が健康で快適かつ文化的な生活を営むことができますよう、市、事業者、市民、滞在者それぞれの責務を明らかにし、施策を総合的、計画的に推進することを目的として制定するものであります。

詳細につきましては、環境課長より補足説明をさせていただきますので、ご審議をいただきまして可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 次に、環境課長の補足説明を求めます。

環境課長久郷道泰君。

○環境課長（久郷道泰君） それでは、ただいま上程中の議案第20号 那須烏山市環境基本条例の制定について補足説明を申し上げます。

市では現在環境保全を目指した取り組みを実行しているところでございます。環境施策を推進し、施策全体をコントロールするための基本的な方向性を示す環境基本計画は策定されていません。この計画策定に先立ちまして、環境保全に関する考え方を定め、環境保全の重要性について明確にした環境基本条例を制定しようとするものでございます。

那須烏山市環境基本条例につきましては、昨年の3月議会で可決、制定されました那須烏山市環境審議会設置及び運営条例に基づく審議会を開催しております。第1回目が昨年の7月10日、第2回目が平成20年2月19日開催ということで開催しております。この会議で調査審議を経て、その答申を受けまして、今回の上程となっております。

那須烏山市環境基本条例第9条に規定されています環境基本計画の進捗状況について、簡単に述べたいと思います。平成19年度におきましては、計画策定のための基礎資料の収集、環境実態調査、自然環境調査や市民アンケート、小学5年生、中学2年生のアンケートの集計分析を行っているところでございます。平成20年度は平成19年度の調査結果を踏まえまして、環境基本計画を作成していきたいというふうに考えております。

今回の環境基本条例の使用条文についてご説明申し上げます。まず、第1条目的ですが、制定目的は、現在及び将来の世代が健康で快適かつ文化的な生活を営むことができるよう、それぞれの責務を明らかにしまして、施策を推進することを目的としています。

第2条の定義でございます。この条例で重要な意味を持ち、繰り返し用いられる言葉の意味を説明しております。

第3条の基本理念では、市、事業者、市民及び滞在者が共通の認識に立ちまして、環境の保全に取り組んでいく上での基本的な考えを定めるものでございます。

第4条市の責務では、第3条の基本理念を受けまして、環境の保全に取り組む市の責務について考えを明らかにするものでございます。

第5条事業者の責務では、事業者が事業活動を行うに当たりまして、環境への配慮を行うことを責務として明らかにするものでございます。

第6条市民の責務では、生活環境の問題や地球温暖化の問題、廃棄物の排出量の増大などに見られるように、市民の日常生活に伴って生じる環境負荷の集積により発生するもので、その

ため市民一人一人の取り組みが重要であります。環境負荷のより少ない取り組みが不可欠となっていることから、市民の責務として規定したものでございます。

第7条の滞在者の責務でございますけれども、滞在者についても市民の責務に準じて環境の保全に努めることを規定しているものでございます。

第8条環境保全に関する施策の基本方針ですけれども、基本理念をもとに環境の保全及び創造に関する施策実施に当たっての基本的な指針について規定しているものでございます。

第9条の基本計画でございますけれども、これは第4条で規定した市が行う責務についてどのように対策を行うかの計画について規定しまして、その計画の策定に当たりましては市民等の意見を反映しまして、環境審議会の意見を聞いて公表することとします。また、年次報告書を作成します。

第14条の資源の循環的利用の推進では、市が率先して廃棄物の減量や省エネ等に取り組むことを規定しております。

第15条ですけれども、環境管理体制の整備の推進では、市が環境に関する指針や目的を設定しまして、達成状況のチェック等を行う体制の整備をするとともに、事業者が管理体制の整備をしやすいように措置を講じることを規定しております。

第16条ですけれども、環境の保全に関する教育及び学習の振興ですが、市民等がみずから環境に配慮した行動をとるためにも、生涯における学習教育環境が求められるわけでございまして、市において環境学習、環境教育を推進するための措置を講ずるよう規定したものでございます。

第20条でございますけれども、監視員の体制の整備ということですが、環境の保全に関する施策の実施などに当たっては、環境の状況の的確な把握が前提となりますので、そのための監視測定等に関する体制整備がされていなければならないと思いますので、このためには現在の環境の状況を的確に把握するために必要となる監視体制の整備に努めることを規定しているものでございます。

第22条ですけれども、市民等の意見の反映ということですが、第9条第3項に規定した意見を反映する措置として定めたものでございまして、市民会議策定委員会の設置を予定しております。

第24条でございますけれども、地球環境の保全の推進では、第3条の第4項の基本理念、地球温暖化の防止、オゾン層の保護など、地球環境問題の解決を図っていくこととするものでございます。

以上、25条の構成条文となっております。それから附則で、施行を平成20年4月1日とするものでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

8番佐藤雄次郎君。

○8番（佐藤雄次郎君） せっかくこのような環境基本条例が提案されておりますので、質問します。まず、これは環境保全という定義がございますとおりですので、私が昨年質問いたしました環境指標活動であるISO14000を、市が先導的にこの役割を率先して重視していくということを、市長はISOに取り組む決意があるのか。まず隗より始めようではありませんが、まず市がやる。その気構えをお聞きします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 先ほども課長のほうから補足説明がありましたけれども、今、環境基本計画策定中であります。平成19年、平成20年の2カ年をかけて独自の那須烏山市環境計画を策定をしていきたいと考えております。その中で、ISO14000、このようなことも前向きに検討していく準備をいたしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 1点だけ質問させてもらいたいんですが、第24条、最後の5ページですね、地球環境保全の推進ということで、地球温暖化の防止、その他の地球環境の保全とあるんですが、1つは、よくどこの自治体でも職員なんかをやったりして、山を守ろうとかいろいろやっていると思うんですが、そういう中では、どうもこの那須烏山市を見ると、一般的な山を見ますと荒れ放題、どちらかというと木が多過ぎて枯れ始めたり、だめになったりという部分が相当あると思うんですね。

そういう中では、県も環境税とか森林税を取りましょう。そして手入れをしていこうというような考え方をしているようではありますが、市としましても、今、大谷市長がこれからだということなんですが、具体的にどんなことをやっていくのか。どのような形でやっていくのかをお伺いするものであります。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この第24条は地球温暖化の観点から大変大切な条項だろうと強く認識をいたしております。その中で具体的にどのようなことを那須烏山市としてやるのかというお尋ねでございますが、平成20年度は今ご指摘がありましたとおり、森林環境税なるものが配当になります。それを財源といたしまして、今までも進めておりました子供たちを中心にいたしました那須烏山市育樹祭をさらに拡大していきたい。

さらに宇都宮大学と連携協定を結んでおりますので、そういった農学部を中心とする宇都宮

大学の学生の研究にも那須烏山市を題材として取り組んでいただくよう、今要請をいたしております。

またさらに、里山林を中心といたしまして、市内の里山を整備をして、観光林というようなことで、どのような観光客にも那須烏山市の里山に入っていただくような、あるいは子供たちの情操教育にも役立てるような具体的な施策を平成20年度は考えているわけであります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） そういう形で平成20年度やっていくということはいいことなんですが、どうも民間感覚で言いますと、やはり役所も民間も役所から指導を受けて植林するにしても、お金になるものを植林する。時代の流れがありますから、変わってくると今度はお金にならないと民間ですからやっていけない。木はそのまま立ち木のまま、場合によっては枯れてしまうという中で、植えるのはそれほど難しくないと思いますし、観光にすることも難しくはないと思うんですね。その後の手入れの件が一番大変だと思うんですね。これは経費がかかりますし、一時的に植えるだけではありませんから、その後もずっと継続的にお金がかかっていく。そういう問題を考えますと、慎重にやっていかないといけないかと思うんですが、その中では特にこの場所を決めて、ここの部分はこう、ここはどうだということになってくると思うんですが、そこら辺も慎重に検討してやっていただきたいと思っているんですが、いかがでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） もちろん予算づけをする以上は、年次的な具体的な計画を示しながらやっていかないと、絵にかいたもちになりますので、具体的にそのような方向で考えております。また、地域のボランティアの方にも呼びかけておりまして、あるいは森林組合、森林愛好者、かなり積極的に活動していただく予定でございますし、現在もいただいておりますので、この際、平成20年度を機に、環境条例制定あるいは環境基本計画制定とともに、那須烏山市として、この森林あるいは那珂川も含めた環境保全に向けては具体的な策を講じていきたいと思っていますので、ひとつご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 最後に1つだけお願いみたいになってしまいうんですが、今、言われましたように、子供さんたちの情操教育の関係もありまして、ぜひとも山を守る、また植林をする、そして山に親しむ。ここは海がありませんから、特にそういう部分では今後とも継続してやっていただきたいと希望して、質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 市長に1点、答弁を求めたいと思います。

ただいま提案されました環境基本条例、これは市民等に那須烏山市の環境保全を求める条例かと思っております。もう既に条例集の中にありますが、条例124号には、これも美しく住みよい環境づくりに関する条例というのがあります。また、これは目的は違いますが、条例第50号には、交通安全条例とか安心して安全なまちづくり条例と、このようなものもあるわけがありますが、これらには特に罰則規定というのがございません。これでは制定しただけでは、市民に対してたちまち忘れ去られてしまうのではないかというような考えを持っているわけなんです。市長は市民等に対しいかなる方法で、これらの条例についての意識の高揚を求めようとしているのか1点だけご答弁をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） もちろんこのようなことについては広報紙等とかそういった間接的なこともあるんですが、そういったことはやはり効果が薄い。もちろんそういった啓発運動はやっていかなければならないと思いますが、さらに私は先ほど申しましたとおり、各地域の皆さん方に呼びかける。やはり職員もみずから率先垂範をして環境醸成にあたる。あるいは昨年も和の道の整備を130人の職員でやりましたけれども、そのような市がみずから率先垂範をして、そういった現場に入って作業に取り組む。そのようなことが市民に対して、環境に対する取り組みの姿勢が伝わる最も最大限の理由かと考えておりますので、そのようなことで現場第一主義を中心に啓発運動をしていきたいと考えます。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第20号 那須烏山市環境基本条例の制定についてでございますが、これにつきましては非常にありがたいと思うんですけども、今、同僚議員のほうからもありましたように、絵にかいたもちになってはならないというふうに思うんですね。今後、この基本条例をもとにどのように展開をするかということが一番大事なかなというふうに思われます。そういう点につきましては、行政と事業所と市民の三者が一体となって、この環境保全に努力をするということが求められるのかなと思います。

しかしながら、そうは言っても、行政のほうが何らかの率先した行動を起こさないと、なかなか事業所や市民のほうに環境保全をするんだということが伝わらないかなというふうに思うんですね。そういう意味で、今後住民、事業所、行政が一体となって、市内の環境保全を進めていくというような方向をどのように展開をしていくおつもりなのか、ご回答いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

**○市長（大谷範雄君）** 先ほどの中山議員のご質問と重複いたしますけれども、職員が率先垂範をしてそのようなことに現場主義で取り組む。また具体的に言えば、去年は和の道を考えましたけれども、平成20年度につきましてはこども館周辺、烏山小学校周辺の町有林を独自に整備をしていきたい。そして地の利を生かして、あそこをだれでも入れるような里山にしたい。何かそういったもので環境にやさしい、しかも昔の例えば登下校時に子どもなどはグミなんかを食べて口を赤くして帰ったような思いがあるんですが、そのような植栽をしてみたらどうかということ、担当課には私のほうから提案をしております。そのような植栽をしたり、あるいはちょっと簡単な遊歩道をつくってだれでも入れるような、そして子供たちの情操教育に役立つような指導者もつけた対応を考えております。

さらに育樹祭は町有林を利用した間伐といったようなことを毎年やっておりますが、さらにこれを全市に拡大をしていきたい。そのようなことを考えております。

さらに川の浄化も必要なことなんですが、これは具体的にまだ考えておりませんが、魚連といったところともよく協力をしながら対応していきたい。民間のボランティア団体も川の保全等浄化についても大変関心が高い分野でありますので、そういった方と協力しながら具体的な策を講じていきたいと思っております。

**○議長（小森幸雄君）** 16番平塚英教君。

**○16番（平塚英教君）** 行政が率先垂範して進めるということは非常に大事なことです、それだけではだめですね。事業所と市民の皆さんにもご理解とご協力をいただくということが必要なというふうに思いますので、その辺はそういう委員会というか対策会議というものを持って、具体的な数字目標や行動の目標を持って進めていただきたいと思います。

また、地球環境保全の問題につきましては、県内の自治体でもさまざまな取り組みがされております。地球にやさしいエネルギーということで太陽光発電システムの導入とか、エコキュートの設置とかやられておりますが、県内の自治体あるいは隣の茨城県でも、こういうものについて補助事業を展開しているということもございます。そういう点で、本市におきましても、ぜひこれも前向きに検討を進めていただきたいと思いますし、県内ではバイオマスにつきましても取り組みがされるということが進められております。

やはりこの環境保全につきましては、市長が日ごろ言っておりますように、行政改革にも守りと攻めがあるというふうに言っていましたけれども、地球環境保全につきましても守りと攻めがあると思うんですね。そういう意味では、単にごみの分別収集、リサイクル化ということだけでなしに、さらにもったいないという立場に立って、環境保全を攻めのリサイクル、そして活用化に市民全体で取り組むような市にしていきたいと思いますと思うんですが、このことについてもう一度質問したいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） いわゆるCO<sub>2</sub>対策、地球温暖化防止対策については本市にとりましても大変喫緊の重要な課題と位置づけております。したがって、今回のこの組織再編についても、環境課はそのまま存続をさせて残したこともぜひご理解をいただきたいと思います。

そのようなことから、環境課を中心といたしまして、このグローバル的なCO<sub>2</sub>問題については、那須烏山市としてでき得る独自の施策を講じていきたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） お諮りいたします。ただいま上程中の議案第20号につきましては、経済建設常任委員会に付託したいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第20号については、経済建設常任委員会に付託をいたします。

休憩いたします。

休憩 午前11時05分

再開 午前11時16分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

#### ◎日程第9 議案第22号 那須烏山市職員定数条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第9 議案第22号 那須烏山市職員定数条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第22号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

那須烏山市職員定数条例は、平成17年10月の合併時におきまして現組織に配置をされた職員数をもとに、各事務部局及び事務職員の数を本条例により定めたものであります。合併後2年6月が経過をし、この間、定年退職、勸奨退職等により職員数が大幅に減少したこと、ま

た先の第1回臨時会におきまして、那須烏山市行政組織及び事務分掌条例の一部改正についてご承認を賜りました。そのようなことに基づきまして、平成20年4月1日からスタートする新組織に対応する職員数等を精査をし、今般、那須烏山市職員定数条例の一部改正を行うものであります。

詳細につきましては、総務部長に説明をさせますので、慎重審議をいただきまして可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

**○議長（小森幸雄君）** 次に、総務部長の補足説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

**○総務部長（大森 勝君）** 命によりまして、那須烏山市職員定数条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

本年2月に開催されました第1回臨時議会におきまして、那須烏山市行政組織及び事務分掌条例が可決され、本年4月1日から那須烏山市の行政組織が新たにスタートいたします。また、平成17年10月1日の両町合併時の職員数337名をもって那須烏山市職員定数条例といたしておりましたが、本年3月31日までに合併時からの累計で35名の職員が退職することから、今般の行政組織の再編にあわせて所要の改正を行うものでございます。

では、1ページをお開きいただきたいと思います。最初に第1条の全部改正につきましては地方自治法等々により職員の定数については条例で定めることとされております。そういうことから、市長、議会、教育委員会等の事務局職員の根拠となる各法令を表記し、より根拠を明確にいたしましたものでございます。

次に第2条職員の定数関係であります。第1項で職員の定数を304人と規定し、第1号で市長の事務局の職員を231人、第2号で議会の事務局の職員を5人、第3号で教育委員会の事務局及び教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員を62人と規定し、第4号で水道事業の事務局の企業職員を6人と規定いたしましたものでございます。

第5号選挙管理委員会の事務局の職員、第6号監査委員の事務局の職員、第7号農業委員会の事務局職員、第8号の固定資産評価審査委員会の事務局の職員及び財産区議会の事務局の職員については専任職員を置かず、それぞれ併任の職員で対応することとしたものでございます。

なお、第3号の規定につきましては、従前は教育委員会の事務局の職員と教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の職員のおおのに職員定数を定めておりました。今般、小中学校の統廃合が進むことから、教育委員会関係職員の弾力的な職員配置が行えるよう、今回改正をいたしましたものでございます。

次に2ページをお開きいただきたいと思います。第3条定数外の職員の関係の取り扱いにつ

いてでございます。改正前におきましては、休職者、休業者及び南那須地区広域事務組合等の派遣職員の定数条例上の取り扱いについては、明確な定めがありませんでした。今般、第1号から第3号で定数外の職員として取り扱うこととし、新たに規定を追加いたしましたものでございます。

次に同条第2項関係であります。定数外の職員の復帰の場合の取り扱いについて規定をいたしましたものでございます。1年以内の範囲内で定数外の職員を置くことができることと規定いたしましたものでございます。なお、今回の改正条例の施行は、新組織がスタートいたします本年4月1日といたしましたものでございます。

以上で、補足説明といたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1番松本勝栄君。

○1番（松本勝栄君） 差し支えなければ、第3条の定数外の職員、この（1）、（2）の職員数が何人ぐらいいるのか。それと、どの程度の期間なのか。その辺をお知らせいただければ。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 第3条の職員の1号関係について最初に申し上げます。休職職員等については、現在の数字で申し上げますと1名おります。そのほかに休業中の職員が2名おります。これについては現在育児休業ということで休暇の取得ということになります。

2号関係の地方公共団体に派遣されている職員等につきましては、現在3名でございます。これは広域行政事務組合に派遣している職員ということでご理解いただきたいと思います。この派遣関係の職員の年限等については、法律等に別に定めはございませんので、年限等については明確な答弁ができないということはお理解をいただきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 1点だけ質問させてもらいます。まず、第3条の2なんです、1年を超えない期間に限り、当該定数のほかに置くことができるということは、1番から9番までありますから最大限9人置くことができるというふうに解釈していいんですか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森勝君。

○総務部長（大森 勝君） この解釈等については、例えば休職職員が1名いた場合については、職員として1名を採用するということも当然あるわけでございます、中途においてですね。その場合については、やはり職員の定数条例の外として扱うことができるという条文でござ

ざいまして、これらについては現実的には臨時職員で対応するということになりますと、定数外の職員ということになりますので、この条文の適用はないわけですが、想定としてはどうしても不足をするということで、途中で採用した場合については職員になるわけですので、1カウントがされるということになりますと、職員定数よりもオーバーすることが想定できるわけでございます。そういうことから、オーバーしても1年間についてはオーバーの職員でも運用ができるというような規定を設けさせていただいたものでございます。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 2点ほど伺います。合併後これまでの定数337名で2年ほど事務を続けてきたわけですが、今回、35名ほど退職するそうでした、それに相当する職員数を削減するわけなんです、結局33名削減しても事務執行には差し支えないそうありますが、ならばこの340名体制になっても、まだ現時点で余分な職員というのはいろのかどうか。これが1点。

もう1点、今回33名削減する中で、教育委員会の事務局が90名から62名と28名も削減することになりましたが、教育委員会のどの部分でこれほど削減できるのか。以上2点について伺います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 前段は私のほうからお答えをいたします。余分な職員という表現は私は適切ではないと思いますけれども、まだまだ行政改革集中プランに基づきますと余剰という理解もできていると思っております。行政改革プランに基づきまして原則勧奨退職も含め退職の2分の1以内の採用で継続させていきたいというふうな考えを基本的に持っておりますので、このことはご理解いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 教育委員会の職員数が大幅に減っている理由等について申し上げます。現在、学校職員等については統廃合を進めるということから、合併から8名が退職いたしております。これらについてはすべて補充職員の採用をしないということで対応しておりますので、それが1つの要因でございます。

そのほかに今回組織再編ということがございまして、その中で従前は幼稚園職員等については教育委員会の事務職員としてカウントしてございました。これを今回から市長部局ということでカウントさせていただくということから、今回大幅に減額になったものでございます。

そのほかに組織再編に伴いまして、スポーツ振興課と生涯学習課が1つの課になるということもございまして、そこでも職員数については削減できるということから、今回大幅な削減をさせていただいたということでございます。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第22号でございますけれども、職員定数条例についてでございます。市長の提案や今の議員の質問ともダブるかもしれませんが、合併時よりも35名減りまして304名ということでございますが、私の記憶では合併時は333名であったのかなというふうに思うんですけれども、その間に減りながら、採用した方もいて304名になるというような考え方でいいのかどうか。

それと、この304名という定数に対して新しく1名採用するというようなことでやられていますが、これは304名の中に入らないのかどうか。その点についてご説明いただきたい。

あわせて水道事業部門の企業職員が6名ということですが、10名いるのが6名に減ることになるのかと思うんですけれども、水道事業関係につきましては一般事務をやられているから一般事務のほうから出す職員経費もあるのかと思うんですけれども、いずれにしても一番問題なのは旧烏山町の公共下水道の加入率が非常に悪くて、100億円を超えるような投資をされている中で27%程度の加入しかされていないというようなことで、これは将来大変な負担になってきはしないのかなというふうに思うんですけれども、その辺、水道事業の事務部局の企業職員を減らすことは結構なんです、事業目標を達成するという点でその辺は大丈夫なのか。その点については全職員、全機構を通じて普及に努めるということなので、専門職員は少なくしてもいいという考えなのか。その辺の考え方についてお尋ねしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 職員数関係について経過を申し上げたいと思います。職員のとらえ方については、従前は広域行政を含んだ職員数とかそういうもので、とらえ方によって職員数が変化していてわかりづかったということもあるんだろうと思っております。合併時の職員数については、定数条例から見ますと330人ということでございます。平成18年4月1日が322人、平成19年4月1日が312人、平成20年4月1日が今考えておりますのが304人ということになりますので、実数に合わせたということでございます。

職員採用数については平成20年4月1日付で6名を採用するということになっております。内訳については一般事務職が1名、保健師が1名、保育士が4名ということで6名採用されておりますので、それら等もすべて勘案した定数ということでございます。

そのほかに水道事業関係については、今回職員数が削減されております。その1つの理由としては、平成19年度の補正予算にも出ておりますけれども、企業関係の繰上償還をする予定にしております。その中で、健全化するためにはということで、国のほうに申請を出して、そ

れで承認をいただくということがございまして、現在、企業の健全化を資するためには職員数を削減いたしますということで回答いたしてございます。簡易水道については1名の削減、企業会計等については2名の削減をいたしますということで提出をしているという関係があるということから、今回削減をさせていただいております。

平塚議員からこれからの普及の懸念の質問があったわけですが、これらについては職員が少なくても職員が総力をあげれば、それらについては対応できる。また対応しなければいけないというふうに考えております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 大体数字はわかったんですけども、最後の質問、公共下水道、これは6人の企業職員にすべて普及を押しつけるというのではなくて、市を挙げてやらないと大変な後年度負担、財政を圧迫することになりはしませんかという思いを込めて言ったんですが、市長、その辺どうなんですかね。ぜひこれは市を挙げて普及をしていただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 過日の議会等についてもそのご指摘を十分いただいておりますので、全市挙げてそのような加入率向上に向けた対応をしてみたいと思っております。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 答弁漏れがございまして申しわけございません。下水道関係の職員のカウントについては、市長部局でカウントされているということでご理解をいただきたいというふうに思います。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 先ほどの説明の中で、合併時からこの2年間で35名の職員が退職をされたわけでございます。今後も削減の計画にのっとり職員の数削減を行っていくんだと思うんですが、合併してから今まで退職された35名の方々、それぞれ定年でやめられた方、勸奨によってやめられた方、自主退職でやめられた方とあろうかと思うんですが、もし差し支えなかったらその35名がどんな形でやめていったのか。それをお聞かせいただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 私どものほうの今の分け方でお答えをしたいと考えております。定年退職職員については13名でございます。平成20年の3月31日まで含めてということでご理解いただきたいと思います。そのほかに自己都合、退職については自己都合、勸奨退職

というものがございすけれども、合併から職員の削減ということからしまして、現在自己都合の取り扱いをしている職員についてはございせん。残りの22名等についてはすべて勸奨職員という取り扱いをさせていただいております。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 3番久保居光一郎君。

○3番（久保居光一郎君） 13名が定年で退職、実際は自己都合の部分もあるんですが、それはやはり勸奨に入っている。それでカウントするということなんですね。わかりました。了解いたしました。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第9 議案第22号については、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第22号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第10 議案第23号 那須烏山市税条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第10 議案第23号 那須烏山市税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案について提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第23号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回、那須烏山市税条例の一部を改正する条例は、納税者に対しましてより一層のサービス向上を図るため、市県民税、固定資産税、軽自動車税の第1期の納期の一部を改正するものでありまして、この納期の一部改正に伴いまして前納奨励金の月数の取り扱いについても所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては総務部長より補足説明をさせますので、ご審議をいただきまして可決賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長の説明を求めます。

総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 那須烏山市税条例の一部改正について補足説明を申し上げます。ただいま市長提案理由にもありましたように、市県民税、固定資産税、軽自動車税の第1期分の納期を改めることとした条例でございます。納期については、地方税法により納期限前10日までに納税者に交付しなければならないと定められております。納期限前10日までに納税者に到着しなければいけないというふうに解釈上なっております。到達主義をとっているわけでございます。

では、条文に沿ってご説明いたしますので、1ページをお開きいただきたいと思います。第40条第1項第1号の改正は、市県民税の第1期の納期を6月17日を6月1日に、また中段にあります第67条第1項第1号中の改正は、固定資産税の第1期の納期を4月16日を4月1日に改めたものでございます。

第1期の納期の期日の日数を多くとりましたことは、納税義務者に対し少しでも早く納税通知書を発送することによって納税しやすくなること。また税の所得証明、課税証明等納税通知書発送後しか証明できないというような現在の運用があることから、発送を早めることによって市民の方々の証明要望に早く対応できることとなることから、納期の期間を多くとることとしたものでございます。

第42条第2項、第70条第2項の改正につきましては、市県民税及び固定資産税の前納報奨金を定めた条文であります。納期の改正に伴い、前納報奨金の月数を1期の末日の翌日から起算することとしたものでございます。なお、前納報奨金の交付率、1カ月当たり0.5%については変更いたしません。このことから、前年同様の報奨金を交付することになります。参考までに固定資産税第2期分の10万円を前納した場合についての報奨金については、計算上7,000円が報奨金として交付されるというような運用になるわけでございます。

次に第83条第2項の改正は、軽自動車税の1期の納期を4月16日から同月30日までを5月1日から31日まで1カ月おくれということに改めさせていただきました。この付加期日等については、4月1日というふうになっていることから納入通知書を発送するまでに期間がないということもございまして、課税客体の把握に若干の無理が生じていたということもございまして、今回1カ月おくれの納期の変更ということにさせていただきます。

納期の改正規定、奨励金の改正規定につきましては、附則において平成20年4月1日から施行することとしたものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第23号でございしますが、市税の条例の一部改正ということでございまして、前納報奨金を利用しやすくなるように納税の通知を早めるということだと思うんですけども、この前納奨励金は平成19年度ではどんな支給状況になっているのか。件数や額について、もしわかれればお示しいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 前納報奨金の額についてご説明を申し上げます。平成19年度ということでございますので、市県民税については467万5,000円、件数については平成18年度は把握しているんですけども、平成19年度はちょっと。平成19年度を先に申し上げます。固定資産税関係については1,316万円、平成18年度については市県民税が2,299件で、金額につきましては319万8,100円、固定資産税については6,429件、1,272万1,100円ということでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 納期が変わったわけですが、そうしますと固定資産税は4月1日、市民税は6月1日までに納付書が届けられると解釈してよろしいのでしょうか。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 現実的には難しいかもしれないというふうに思っておりますけれども、できる限り6月1日に発送したいと考えております。先ほども地方税法関係を申し上げましたように、納税者には10日前という法律上の規定がありますけれども、なるべく早く納税者に通知したほうがいいだろうということで、県内の状況等を調査した結果、大部分の市は初日からということで行っております。6月納期の初日の発送等についてはもう少し弾力的

な解釈ということでご理解いただきたいと思います。それに向かって当然努力するということもつけ加えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第10 議案第23号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第23号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第11 議案第24号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第11 議案第24号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第24号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

本案は、後期高齢者医療制度の創設に伴いまして、後期高齢者支援金課税額を新設し、あわ

せて国民健康保険税の医療費及び介護納付金に係る所得割額、資産割額、被保険者均等割額及び世帯平等割額の所要の改正を行うものであります。

国民健康保険の税率につきましては、平成16年度に旧烏山町におきまして27%、平成17年度に旧南那須町において8.3%の引き上げ改正をいたしましたが、平成17年度合併時におきまして、両町の税率による不均一課税とし、平成18年度から旧南那須町の税率による均一課税としたところであります。

社会経済環境の変化によりまして個人所得が減少し、保険税収入の伸びが期待できない状況の中、被保険者の高齢化や医療技術の高度化等による医療費の増嵩、また制度的に高齢者や低所得者層の加入者が多いことから、国民健康保険の財政状況は年々悪化し、不足財源を補うために平成18年度は一般会計から1億3,228万7,000円、平成19年度は一般会計から1億7,743万5,000円の財源補てん繰入と、6,000万円の国民健康保険財政調整基金から繰入を行う状況でありまして、今後の国民健康保険の財政運営につきましては極めて厳しい状況にあります。

つきましては、国民健康保険財政の健全で安定した運営を図るため、医療費、介護納付金及び新設の後期高齢者支援金に係る分を含め16.0%引き上げ、1世帯当たりの平均税額は18万3,865円、1人当たりの平均税額は8万8,908円とする税率及び税額の改正及び一部納期の改正を行い、あわせて地方税法の改正に伴い、国民健康保険税を年金から天引きをする特別徴収制度を導入するとともに、介護納付金に係る分の賦課限度額8万円を9万円に改正を行うものであります。

これらの改正につきましては、過日、国民健康保険運営協議会に諮問し、慎重審議の上、本案のとおり答申をいただいております。

なお、詳細につきましては、市民福祉部長に説明をさせますので、ご審議をいただきまして可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 補足説明を求めます。

市民福祉部長 零 正俊君。

○市民福祉部長（零 正俊君） それでは補足説明を申し上げます。

健康保険法を一部改正する法律の施行に伴いまして、国民健康保険税条例を一部改正するとともに、国民健康保険事業の健全で安定した運営を図るため、国民健康保険税率の改正をお願いするものであります。主な改正点は4つで、1つ目は後期高齢者医療制度の創設に伴う後期高齢者支援金と課税額の新設、2つ目は介護納付金課税限度額の変更、3つ目は国民健康保険税の年金から天引きによる特別徴収制度の新設、そして4つ目は国民健康保険税率、税額の改正でございます。

それでは、那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正の概要について、ご説明を申し上げますが、議案書だけでは大変わかりづらいと思ひまして、先ほどお配りさせていただきました新旧対照表によりご説明をさせていただきたいと思っております。このアンダーラインが改正点でございますが、法律の改正に基づく条とか項のずれ、それから文言の訂正等につきましては省略させていただきたいと思ひます。

まず、第2条において後期高齢者支援金等の課税について規定しておりますが、そして介護納付金課税限度額につきまして8万円から9万円に改めるものでございます。第2条の第4項です。

次に第3条から第9条の3においては、後期高齢者支援金等課税額を追加しまして、基礎課税額、いわゆる医療費分ですが、及び介護納付金課税額の税率、税額を改めるものであります。まず第3条から第5条の2は、基礎課税額、いわゆる医療費分でございます。所得割額を100分の7.5から100分の6.6に、資産割を100分の4.0を100分の2.8に、被保険者均等割1万9,000円を1万9,800円に、世帯別平等割額2万1,500円を2万1000円に改めるものであります。

第6条から第7条の3においては、新しく設置されます後期高齢者支援金等課税額を追加しまして、所得割額を100分の1.7に、資産割額を100分の7に、被保険者均等割額を4,800円に、世帯別平等割額を5,100円にするものであります。

第8条から第9条の3は、介護納付金課税額の所得割額100分の0.8を100分の1.5に、資産割額100分の5を100分の4.5に、被保険者均等割額4,200円を6,600円に、世帯別平等割額3,200円を6,000円に改めるものであります。

次に、第11条は徴収の方法を規定するものであります。特別徴収と普通徴収。現在までは普通徴収ですが、ここで特別徴収も加わりました。

第12条では普通徴収にかかる納期について、第1期の納期を7月16日から他の税目と同様7月1日に改めるものであります。

6ページになりますが、第14条から第20条においては、国民健康保険税を年金から天引きする特別徴収に関する条文を新しく加えるものであります。まず、第14条では、年金受給者の65歳以上の国民健康保険被保険者である世帯主に対する国民健康保険税の特別徴収について規定するものであります。

第15条は特別徴収義務者を規定し、第16条で特別徴収義務者に対する特別徴収税額の納入の義務について規定するものであります。次に第17条は被保険者が資格喪失等した場合の年金保険者の国民健康保険税特別徴収実績等の通知について規定するものであります。

第18条は既に特別徴収対象被保険者であった者の仮徴収、そして第19条では、新たに特

別徴収対象被保険者となった者の仮徴収について規定しているものであります。

第20条は特別徴収額の普通徴収税額への繰入を規定しているものであります。次に、第21条では、税率等の改正に伴う国民健康保険税の6割、4割軽減の改正でございます。まず第1項が6割軽減ですが、基礎課税額、医療費分の被保険者均等割額1万1,400円を1万1,880円に、これは軽減額です。世帯別平等割額1万2,900円を1万2,060円に改め、後期高齢者支援金等課税額の軽減額を追加します、ウとエですね。被保険者均等割額を2,880円に、世帯別平等割額を3,060円とするものであります。また、介護納付金課税額の被保険者均等割額2,520円を3,960円に、世帯別平等割額1,920円を3,600円に改めるものであります。

次に第2項は4割軽減ですが、基礎課税額、いわゆる医療費分の被保険者均等割額7,600円を7,920円に、世帯別平等割額8,600円を8,040円に改め、後期高齢者支援金等課税額の軽減額を追加し、被保険者均等割額を1,920円に、世帯別平等割額を2,040円とするものであります。また、介護納付金課税額の被保険者均等割額1,680円を2,640円に、世帯別平等割額1,280円を2,400円に改めるものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

休憩いたします。

休憩 午前11時59分

再開 午後 0時58分

○議長（小森幸雄君） 午前中に引き続き会議を開きます。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第24号 市の国民健康保険税条例の一部改正ということでございます。全体的には後期高齢者の医療保険制度の導入並びにそれと呼応しまして国民健康保険税の16%の引き上げということでございます。それに関連するということで何点か質問したいと思うんですが、今度最高限度額が医療分で59万円、介護分で9万円というふうになりますけれども、平成19年度はこの医療分と介護分の最高限度額の数字は幾らであったか。これが6万円、3万円上がるわけですが、それによってどのぐらい増えるような見込みを持たれているのか、お示しをいただきたいと思います。

次に、今回、後期高齢者の医療保健制度が始まります中で、これまで国民健康保険は保険税としては医療分と介護分ということで納めていたわけですが、新たに医療分、後期高齢者の支

援金分、そして介護納付金分というふうになったわけですが、この後期高齢者の支援金分については所得割が1.7%、資産割が7%、均等割が4,800円、平等割が5,100円、賦課限度額が12万円ということでございますけれども、これは栃木県一律なのかどうか。また、那須烏山市では後期高齢者の支援金分は総額で幾らになるのか。ご説明をいただきたいと思います。

3つ目は、県内31自治体あるわけですが、滞納している世帯が8万9,600世帯、国民健康保険加入世帯の23%に上っているということでもあります。平成19年度の6月1日現在での国民健康保険滞納世帯数、那須烏山市は990ということでございますけれども、資格証明書交付世帯数が310、短期保険証交付世帯が200というふうになっております。

滞納世帯に比べまして資格証明世帯があまりにもほかの自治体と比べて多いわけですが、この資格証明書発行というのは全額医療にかかる経費を窓口で納めて、後で3割分だけを引いたものを返してもらうということになるわけで、保険証がないために医者にかかれないという大変な問題になるわけですが、高根沢町やさくら市と比べまして、高根沢町が63世帯、さくら市が25世帯という中で、那須烏山市は310世帯、あまりにも資格証明書の発行数が多いんですけれども、これは非常に大変ではないのかなというふうに思うんですけれども、その辺、窓口ではどのような指導がされているのかどうかご説明をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） お答えいたします。最初の平成20年度の医療給付分と後期高齢者支援金と介護納付金のうちの医療給付分と後期高齢者支援金分で47万円と12万円というのは、これはまだ現在国会で衆議院を通過しまして、参議院のほうに送っているものですから、まだ正式にこの限度額は決定しておりませんものですから、今回の税率改正につきましては、現在の53万円を支援金分と医療給付分に条例改正をさせていただきました。その後、国会等の通過の状況を見ながら、場合によってはこの金額についてまた改正をお願いしたいというふうに考えております。

したがって、今のところは医療給付分につきましては53万円の限度額は変わりませんで、それを医療給付分と後期高齢者支援金分に分けたというふうにご理解をいただきたいというふうに思っております。

後期高齢者支援金分の12万円は一律なのかということですが、これは国のほうで定める限度額ということでございます。ですから、自治体によっては多少異なることがあるかも知れません。（「違う。所得割、資産割、均等割、平等割は県内統一かと聞いているんです」の声あり）この4方式はそれぞれの自治体によって違いますが。（「これは那須烏山市だけ」の声

あり) はい、そうですね。これは支援金分と医療給付分につきましては、おおむね医療費全体を見た場合に4割を支援金として納付するということなものですから、そういう面で医療分と支援金分を8対2というふうに分けまして、53万円について8対2で分けたということです。それにあわせて4方式の税率を決めたということでございます。(「市独自だということ」の声あり) 独自と言えば独自ですけれども、53万円を8対2に分けて、それでその4方式を決めたということですね。

それから、後期高齢者の支援金につきましては、3億5,875万5,000円ということです。これは午前中の質問でもお答えしましたが、全体の医療費、本人の一部負担金を考慮すれば、75歳以上の1割負担金を除いた場合を100とした場合に、高齢者の保険料は10、40を74歳からゼロ歳で負担する。残りの50について国が25、県と市がそれぞれ12.5ということで計算したのが、国民健康保険から拠出する支援金分につきましては、先ほど申し上げました3億6,500万円ということです。

31自治体の滞納は23%、確かにこれは厚生労働省の発表した数字を見ますと、滞納世帯それから資格者証世帯の80%は低所得者という数字も出ておりまして、本来どうしても医療費は金がかかるということで、保険証は欲しいんだけどなかなか納められないという部分について、低所得者が資格者証それから短期保険証を取得しているというのが全国でも80%というふうな数字が出ていますから、確かに議員さんがご指摘のとおりだと思います。

また、本市につきましては、ほかの市町に比べて多いんじゃないかということですが、短期保険証、資格者証の発行につきましては、厚生省令のほうで定めておりまして、基本的には1年以上未納については資格者証を発行する。納税相談等におきましてその人の家庭環境の事情とか、計画納税、そんなことを相談しながら、徴収をしております税務課、国民健康保険担当の市民課と相談しながら、その都度いろいろ決定をしていくというふうなことでやっておりますものですから、すべて資格者証、すべて短期証というわけではなくて、その実情に応じて実施している。その数が本市の場合は310世帯、短期証が200世帯ということで、高根沢、さくら市より多いというふうな数字かと思っております。

以上です。

○議長(小森幸雄君) 16番平塚英教君。

○16番(平塚英教君) 最高限度額が国会で決まらないですけど、53万円と8万円とあるでしょう。これは平成19年度は何世帯だったのか。平成20年度は何世帯になる見込みなのか。

○議長(小森幸雄君) 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長(正俊君) 平成20年度の当初予算を編成するにあたりまして、いろ

いろ税サイドの情報からしますと、医療分で53万円を超えている世帯数については188世帯です。介護分につきまして8万円を超している世帯が155世帯でございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） まだ国会で決まっていないので、最高賦課額が59万円と介護分9万円は決まっていないが、現在最高額の53万円と8万円で積算を見込んでいるということです。

あと一つは、後期高齢者の医療制度の支援金分の国民健康保険税なんですけれども、県広域連合で後期高齢者の医療をやるわけですから、やはり所得割、資産割、均等割、平等割は県統一であったほうがいいのかなと思うんですけれども、その辺は市独自という言葉は悪いのかどうか知りませんが、医療給付分と後期高齢者の人数によって積算される根拠が変わってしまうという考え方なんですか、そこは。それぞれの自治体の数字が違うというのは。給付は県一本でやるわけですから、当然同じ割合で税金を納めるのが筋じゃないのかと思うんですけれども、その辺をちょっと解せないのもう一度ご回答をお願いしたい。

さらには資格証明の発行ですよ。これは16%もまた値上げをしますと、当然負担に応じることができないということで滞納世帯が大幅にふえてしまうのではないかというふうに思われます。特に、医療分の資産割が12%も下がる。介護分も0.5%下がるということで、これは医療分につきましては支援金分の7%がありますから、それを差し引きますと介護分も含めて5.5%、資産分が減るわけですよ。そうしますと、均等割、平等割が大幅にふえるという仕組みになるわけで、市民生活は当然収入が減っているわけですから、そういう中で均等割、平等割がふえるということは低所得者にとっては重い負担がふえるということになりはしませんか。

応能応益が現在61対39というものが57対43というふうになるわけで、どうしてこの資産割をこんなに大幅に減らさなければならなかったのか。均等割、平等割をふやさなければならなかったのか。その根拠についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） まず最初の1点の介護納付金につきましては8万円というふうな今議員のほうからお話がありましたが、介護納付金につきましては既に政令で改正が決まっていますので、9万円に改正をさせていただきたいというふうに考えております。

それから、ちょっと大ざっぱな話になってしまうかも知れないんですが、今までも国民健康保険につきましては老人保険拠出金という制度がありまして、国民健康保険の被保険者で75歳以上の被保険者数に応じまして、一定の金額を支払い基金のほうに納めた制度があるん

です。それは今までも国民健康保険税から出していたんです、拠出金。

今回は75歳以上に新しい制度ができたものですから、それにあわせて明確に医療分と後期高齢者の支援金分として税を分けるということなので、実質的には同じなんです。ただ、金額的には今までよりも減っているんです。というのは、今までは老人の方は一部負担金の残りがすべて基金といわゆる国民健康保険からの拠出金と国と県と市でもっていますけれども、今度はそこに1割被保険者の負担が入ったものですから、基本的には保険者である市の負担は1割少なくなっている。

ただ、今までも老人保健拠出金という制度があったのを今度は支援金というふうに分けて、それを今までは医療分と介護分となっていたんですが、その医療分を医療分と支援金分とに分けたということで、税率につきましては先ほどの53万円を8対2で割って、その2割について支援金分のほうの税率を、それにあわせた税額確保のための税率を設定したということでございます。

それから、今回の改正で応益負担がふえて、低所得者の負担がふえているのではないかと。確かにおっしゃるとおりだと思います。今、6割軽減、4割軽減という制度があるんですが、これは暫定的な措置でありまして、厚生労働省のほうの基本的な考えは、応能応益を5対5にしないで。いつまでも5対5にしないと、その6割、4割の軽減税率も廃止しますよという制度なんです。ですから、少なくともそれに近づけるように現在は61対39ですが、57対43、少しずつでもそうして、しかし低所得者に対しましては6割とか4割の軽減制度を適用して、できるだけ負担を少なくしていきたい。そういうことで市全体としましては応益負担についても一覧表を見ていただければわかると思いますが、本市については決して高いほうではないというふうに理解しております。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 国がそうだからそうしているんだというのも本当に厳しい話ですよ。いずれにしても、今10%のお話がありましたけれども、これはいつまでも10%じゃないんだよね。国のほうでは2年ごとに医療給付の増加とか、後期高齢者の人口増に応じて見直しをしようと言っているんだよね。したがって、お年寄りの負担する保険料そのものもどんどん上がっていきますし、保険医療の制限、差別医療もどんどん厳しくなってくる。

きょうは、自分の所管ですからあまり言いませんが、とにかく医療制度をお年寄りに使わせないようならば捨て山政策を本格的にやってきたということなんで、それを含めて厚生労働省の応能応益を50%、50%にしないでという指導に従って16%の値上げですが、均等割、平等割を大幅にふやす値上げになっているんだ。そういうのは、これからますます滞納者がふえて資格証明の発行や短期保険証の発行につながるということになるということを警告をし

して、質問を終わりたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 大谷市長に1点答弁を求めたいと思います。国民健康保険加入者はご承知のとおり、もともとは農業者とか自営業者が中心だったのでありますが、現在は退職者の高齢者または低所得者層が加わりまして、現在では市民全体の44.3%がこの国民健康保険に加入しているそうであります。

そのようなことも配慮しながら、これまでの国民健康保険会計の赤字補てん金は平成18年度は1億3,200万円ほど、平成19年は1億7,700万円ほど一般会計から繰り出しをしているわけでありまして。しかしながら、平成20年度からはこの赤字の穴埋めはしないとした大谷市長の増税策が今回提案されたと私は見ているわけなのであります。

市長、この平成20年度の特別会計を見ますと、その中の一般会計からの繰出金は農業集落排水とか下水関係をあわせると2億4,000万円ほど、また簡易水道と水道事業会計、これに関しましては1億4,000万円ほど一般会計から繰り出しているわけでありまして。今回の増税策は市長には本当に苦渋の選択かとは思っておりますが、国民健康保険会計の繰り出しをしないと決めたことは、高齢者または低所得者への配慮が少々欠けているのではないかと判断しているわけですが、市長のご答弁をお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 私もそのような気持ちは変わりありません。今回の平均16%の値上げについては、やむなく苦渋の決断をしたところでありまして。やはり今のご指摘のとおり、合併直後は旧烏山、旧南那須、不均一課税を半年間続けてまいりました。これは事務の円滑化ということもありましたが、円滑に段階的な値上げをしていこうじゃないかというような目論見が実はあったわけでありまして、その後、合併協議の中で低いほうに合わせようじゃないか。これは国民健康保険だけではございませんが、全体的な合併協議の中で1,500項目はそのような理念でやったわけでありまして。

その中で、低い旧南那須町に合わせてきたんですが、ご存じのように1億3,000万円の一般会計繰出、そして本年度は1億7,000万円、さらに基金が6,000万円ちょっとしかないんですけれども、6,000万円ほど基金から繰り出しまして、都合2億3,000万円の基金で、まさに会計上は基金枯渇でございます。

そういったところから、この2億円強の赤字補てんをこのまま続けることは、この市税全般にわたりますと決してふさわしくない状態だろうと思っております。したがって、今度の16%の値上げも、予想される税収は1億3,000万円余りでございますから、これを値上げをしても基金からの繰入は1億円強しなければならない実態にあります。したがって、

段階的な値上げがこれからも必要不可欠になってまいりますので、そのような状態にあることもぜひご理解をいただきたいと思います。

したがいまして、今回は最低限16%の税率改正をしたというようなことでございまして、今の少子高齢化の中でこの社会保険プラス若い人の生産者人口が少ない中で、さらに市税、県税を納めたほかに社会保険は自分のところで賄っている。さらにひいては2億3,000万円の赤字補てんということは、若い人たちがそういったサービスに使われる部分を拠出しているということでございますので、やはり税制上からも不公平感があると思います。

したがいまして、そういった是正も含めて16%の最低限の値上げはひとつご理解をいただきたいというようなところで、やむなく苦渋の決断をしたところでございます。そのようなことも運営協議会で粛々と議論をしていただきましたけれども、そのようなところを私どもは訴えてまいりました。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 大方了解はいたしました。先ほど申し上げましたように、ほかの特別会計に対しては一般会計から多額の繰出金をやっていることでありますから、今後、もし国民健康保険会計が赤字になるような場合には、それなりの一般会計からの繰出金というのは当然あってしかるべきと考えているところであります。

そこで、市長、もう1点お伺いしたいんですが、保険者というのはそれぞれの地方公共団体が担っているわけですが、過日の新聞報道を見ますと、ことしの2月19日の下野新聞を見ますと、県内の31市町村の中で16市町村は国民健康保険会計が赤字だと報道されております。そのほかの市町村についても本当に四苦八苦しているような状況にあるわけですが、これから保険者、それぞれの自治体が担っているわけなんですが、これを広域連合的な、国または県というふう今回の後期高齢者のようなああいいう形にもっていかないと、本当に貧しい市町村は破綻してしまうのではないかと考えております。

そのようなことから、市長としてはそういった保険者を、これから国または県のほうにもっていくような働きかけも必要ではないかと考えておりますが、そのことについて何か所見がありましたらお伺いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） まさに今回の制度は後期高齢者もさることながら、やはり国民に負担を強いるということで、私は個人的には決して賛成をしている制度ではないんですけれども、これからの国の国策としては国民健康保険一元化を目指していると思います。したがいまして、保険者は今、各市町村でございますけれども、これからは恐らく広域連合で後期高齢者の事務を執り行っておりますが、これは国民健康保険一元化の前提だろうと私はそのように考えてお

ります。

したがいまして、国民健康保険が一元化になりますと、本市にとりましてはかなり負担がふえます。今、14市町でも、これは値上げしても最低位でございますからかなり安価でございます。しかしながら、今度一元化になりますと後期高齢者と同じように負担がふえるということでございますので、保険者が栃木県になりましても、これは財政的なあれは直接は市町村が窓口はやることになりますので、そのことが進んでいくと思いますけれども、負担はふえていく。そういったところで痛しかゆしのところがあると思います。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第24号 那須烏山市国民健康保険税条例の一部改正についてであります。これは提案理由や質疑の中にもありましたように、後期高齢者医療制度の導入に伴うもの、さらには市の国民健康保険税のそれを含めた16%の引き上げという提案でございます。先ほど質疑でも申しましたように、現在、那須烏山市では昨年6月1日現在で990人の滞納世帯があり、310人の資格証明書発行、また200件に及ぶ短期保険証の交付ということで、滞納者がふえ続けております。

こういう中にありまして国民健康保険税16%の引き上げ、しかも資産割を減らして均等割、平等割を大幅にふやすということで、低所得者にとっては大変負担の重い国民健康保険税になり、滞納世帯がさらにふえるものというふうに思われます。

また、後期高齢者医療制度の導入につきましては、75歳以上の高齢者に保険料を支払わせ、もしこれが払えなければ、ほかの国民健康保険税と同じように資格証明の発行につながっていくということや、70歳以上の高齢者については現役並みの所得とみなされた方は3割窓口払い、医療病床の食費や部屋代の大幅値上げ、高額医療費や人工透析の患者負担の増ということ、また4月からは70歳から74歳すべての人の窓口負担が2割に引き上がる。そして、65歳

から74歳の前期高齢者の国民健康保険税については年金から天引きするということ。

そしてさらに医療の現場では、さまざまな医療の制限がされ、お年寄りが病院から締め出されるということが、医療費の抑制ということを前提に、これまで戦後、日本の発展のために尽くされたお年寄りをまさに医療の路頭に迷わせるようなば捨て山の政策をやろうとしているのが、この後期高齢者医療制度でありますけれども、これを含めた国民健康保険税の税の改正については同意できないということで、撤回をして、現場にあるお年寄りの生活実態や実情に即した国民の憲法にある文化的な生活ができるような医療制度に改正を求めて、反対討論いたします。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第11 議案第24号について、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長（小森幸雄君） 起立多数。

よって、議案第24号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第12 議案第25号 那須烏山市子ども医療費助成条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第12 議案第25号 那須烏山市子ども医療費助成条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提出理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第25号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

子ども医療費助成につきましては、児童福祉の向上を図るために、現在ゼロ歳児から小学第3学年修了前まで保険診療に係る医療費の助成を行っております。今後も少子化の傾向が続く

ことが想定されることにかんがみまして、定住促進、ひいては子育てに関する経済的な負担感のさらなる軽減を図るために、助成対象となる児童の年齢をゼロ歳児から小学校修了前まで拡大し、子育て支援の充実を図るため、条例の一部を改正するものでございます。

詳細につきましては、市民福祉部長より説明をさせますので、慎重審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長 零 正俊君。

○市民福祉部長（零 正俊君） 補足説明を申し上げます。

議案書は次のページをお願いいたします。現在のこども医療費助成制度は県2分の1の補助事業で、対象者を小学3年生までとし、3歳児以下について現物給付、以降小学校3年生までは償還払い、そして1レセプト500円は個人負担となっておりますが、この1レセプト500円について現在市単独事業として助成をしているところであります。

今回、改正をお願いするものは、市単独事業として対象となる児童の年齢を9歳から12歳、小学校3年生から6年生の最後までに拡大するとともに、あわせて1レセプト500円も市単独で助成をし、さらなる子育て支援の増進を図るものであります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第25号 那須烏山市こども医療費助成条例の一部改正についてであります。9歳を12歳に改めるということでございますが、本当にこれについてはありがとうございます。現在、どのぐらいの人数の方がこれを受給されているのか。12歳に改めるとこれがどのぐらいふえるのか。人数についてご説明をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 零 正俊君。

○市民福祉部長（零 正俊君） お答えをいたします。平成19年度ですと小学3年生までで2,136人います。今回平成20年度で6年生まで拡大しますと769人ほどふえまして、全体で2,932名が対象となりまして、予算額としましては当初比約900万円の増額予算となっております。

以上です。

○16番（平塚英教君） 了解。

○議長（小森幸雄君） 17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 今回一般質問を出さなかったものですから、その分、少々余力が

ありまして質問申し上げたいと思います。この子供の医療費であります。今回、那須烏山市も6年生まで引き上げたわけでありまして。過日の新聞報道を見ますと、宇都宮市でも6年生まで引き上げました。芳賀町は中学3年生まで、また西方町は小学5年生までと、それぞれ県の基準を上回った助成をしているわけでありまして、どこの市町もどんどんどんどん引き上げたら、定住促進も何も効果がなくなってしまうわけなんです。現時点で小学6年生まで引き上げているような市町が、県内31市町の中で幾つぐらいあるのか、もしおわかりでしたらご答弁をいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えをいたします。平成20年度に向けての新聞等の記者発表については、全市町村まだ出ていないものですから詳しい情報はわかりませんが、平成19年4月1日、1年前になってしましますが、小学6年生まで拡大している市町村は4です。入院と通院と分かれているんですが、入院で小学校6年生までが4、中学3年生までが3、通院としましては小学6年生までが3、中学3年生までが3ということで、本市の場合は平成19年4月1日まで6年生まで拡大しておりませんから、この数字に入っておりませんが、今、議員ご指摘のように宇都宮市とか幾つかの市、町では6年生まで拡大したりとか、現物給付の拡大というふうな新聞報道は聞いておりますが、まだ全市の状況については把握はしておりません。

以上です。

○17番（中山五男君） 了解しました。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第12 議案第25号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第13 議案第26号 那須烏山市介護保険条例等の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第13 議案第26号 那須烏山市介護保険条例等の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第26号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

今回の条例改正は、介護保険料の納期の一部改正と、保険料段階のうち、第4段階と第5段階該当者で一定の要件を満たす第1号被保険者に対しまして、平成18年度から平成19年度にかけて実施をいたしました保険料激変緩和措置を平成20年度においても継続をするために行うものでございます。

詳細につきましては、市民福祉部長から説明をさせますので、ご審議をいただきまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長の補足説明を求めます。

市民福祉部長 零 正俊君。

○市民福祉部長（零 正俊君） 補足説明を申し上げます。

議案書の次のページをお願いいたします。今回の改正をお願いする主な概要は、第1期納期日の変更と介護保険料の激変緩和措置の継続であります。第1条は介護保険第1期納付の開始日を他の税目と同様に7月16日から7月1日に改めるものであります。

次に第2条は附則5としまして、平成20年度の保険料率の特例を追加するものであります。これは平成16年、平成17年の税制改正、いわゆる公的年金控除の縮小とか高齢者非課税限度額の廃止、そういうふうな影響を受けまして保険料が第4段階、第5段階に上昇した被保険者のうち、一定の要件を満たす被保険者に対しまして、平成19年度同様引き続き激変緩和措置を継続するというものであります。

この一定の要件とは、介護保険等改正令附則第4条第1項第5号及び第6号に定められておりますが、まず第5段階での対象者につきましては、世帯全員が非課税で平成19年の合計所得が125万円以下、それから平成17年の1月1日現在で65歳以上ということが、この一定の要件でございます。

次にまた第4段階の対象者につきましては、第5段階で激変緩和対象者と同じの世帯、もちろん市民税非課税世帯ですね、それから平成17年1月1日現在で65歳以上というふうに定められている。この対象、一定の要件の方が今回の激変緩和措置につきましても継続するということです。

本来ですと、平成19年度でこの激変緩和措置が終了しまして、平成20年度からは条例で定める保険料率に戻るところなんですけど、平成20年度からスタートする後期高齢者医療保険制度の新たな負担も生じるところから、それぞれの保険者で基金残高等をにらみながら、低所得者等一定の要件を満たす第1号被保険者に対しましては、その保険者の判断で平成20年度の保険料も平成19年度同様に激変緩和措置を継続するというところでございます。したがって、附則5、平成20年度の保険料率の特例を平成19年度同様追加するということになります。

以上で、補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第26号の市介護保険条例等の一部改正についてであります。保険料の激変緩和措置を平成18年度、平成19年度に引き続いて平成20年度まで延長するというものでありますが、この激変緩和措置に伴って特例を受ける方は何人ぐらいいるのか。数字をお示しいただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 雫 正俊君。

○市民福祉部長（雫 正俊君） お答えいたします。

第4段階の被保険者は3,801名です。このうち、159人です。したがって4.2%の方が第4段階でこの激変緩和の対象となる方でございます。第5段階につきましては1,709人おられます。うち912人です。したがって、53.4%の方が第5段階としての激変緩和措置を受けることになります。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第13 議案第26号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第14 議案第27号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第14 議案第27号 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第27号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

今回の那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部を改正する条例は、市営住宅の入居資格に暴力団員でないことを加えること等のため所要の改正をすることと、近年の公営住宅法及び同施行令の改正に伴い所要の整備を行うものでございます。

詳細につきましては、建設部長より補足説明をさせますので、ご審議をいただきまして、可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 建設部長の補足説明を求めます。

建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 那須烏山市営住宅設置及び管理条例の一部改正について補足説明を申し上げます。

目次中の改正については、本文条文が1条追加することとなります改正となります。第1条中の改正については、条例で規定しなければならない事項が公営住宅法第16条家賃の決定、また同法第47条管理の特例について定める事項でございますけれども、これらの特定条文を削除するということでございます。

次に第3条第1項第7号から第5条第1項第3号までについては、公営住宅法及び同法施行令の改正に伴う条文の整合性と文言の整理でございます。

次に第5条第1項に第4号として新たに加える内容については、入居者資格としてその者または現に同居し、もしくは同居しようとする親族が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に定める暴力団員でないことを定めるものでございます。

第5条第2項中から第29条第1項までについては、公営住宅法及び同法施行令の改正に伴う条文の整合性と文言の整理でございます。

次に第30条第1項第5号として、入居者に対し市営住宅の明け渡しを請求することができる事案について、具体的に入居者または同居者が暴力団員であることが判明したときの1号を加えて明け渡し請求を明確に規定するものでございます。

次に第33条に意見の聴取等として、所轄警察の那須烏山警察署長の意見を聞くこと。また第2項では、那須烏山署長は市長に対し意見を述べるができるという条文を加えるものでございます。この一部改正の条例の施行を平成20年4月1日からとするものでございます。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

17番中山五男君。

○17番（中山五男君） 今回の条例改正は、昨年4月、東京町田市の都営住宅でおきた組員による発泡事件が発端となりまして、建設省も立ち上がりまして、建設省のほうにも協力を求めこのような条例改正になったものと考えております。

そこで1点、お伺いしたいんですが、担当部長、今、市営住宅は130戸ほどありますが、その中にこの条例で言う明け渡し請求すべき入居者が現在の調査の中でいるのかいないのか。これが1点です。

それに、もう1点、これは市長に要望したいんですが、これから職員がこういった暴力団等に対抗するには極めて難しいのではないかと考えております。その入居者が果たして組員なのかそうでないのか、これは烏山警察署等からの情報も入手できると思いますが、この担当職員

の安全確保のためには、明け渡し請求に対するマニュアルのようなものをぜひ内部でつくって、安全確保のために当たるべきではないかと考えておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 後段については、私のほうからお答えしますが、先ほど部長の説明でもありましたとおり、烏山警察署と連携協調しながら、情報も提供してくれるというようなことで警察署が打ち出しておりますので、市の職員にとりましても産業廃棄物同様命がけの行政だろうと思っております。したがって、そこはやはりまず安全第一でございますから、警察と綿密なる連携協調しながら対応していく。そういうふうを考えております。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 現在の入居者についての状況でございますけれども、現在私のほうで把握しているのはそういう方はいないという認識を持っております。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第14 議案第27号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第27号は、原案のとおり可決いたしました。

---

◎日程第15 議案第28号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第14 議案第28号 那須烏山市こども館設置及び管理条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第28号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、組織機構再編により、こども館の市長部局への移管に伴い、那須烏山市こども館設置及び管理条例の一部を改正するものでございます。改正の内容は、こども館の管理を教育委員会から市長部局へ変更するものでございます。

詳細につきましては教育次長より補足説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願い申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 議案第28号 市こども館設置及び管理条例の一部改正につきまして、詳細説明を申し上げたいと思います。

本条例につきましては、子育て支援、家庭教育支援ということで、旧烏山青年の家の一部改修等を行いまして、昨年の10月より教育委員会が管理して運営を図ってまいりました。このたび、市の組織再編等に伴いまして、こども館の利用及び管理運営等が市長部局に移行することとなりますので、条例の一部改正をご提案するものでございます。

条例をお開きいただきたいと思います。第3条につきましては、管理について規定をしております、委員会を市長が行うと改めるものでございます。以下第4条の利用時間、第6条休館日、第8条使用の許可、第9条使用の制限、第11条特別の設備の制限に関する規定、第12条使用許可の取り消し等、第13条原状回復義務、第14条損害賠償の義務、第15条遵守事項及び指示、第16条委任につきまして、いずれも委員会ということの文言が入っております。このたびの改正に伴いまして、市長にそれらのものについては改めるというような文言の改正になります。

附則につきましては、本条例の一部改正、平成20年4月1日から施行になります。経過措置といたしまして、条例施行日の前に教育委員会に出されております申請、許可をした行為等につきましては、改正後の規定によりまして市長がした許可、市長に対する申請とみなすというものの経過措置の規定でございます。

以上で、詳細説明を終わります。よろしくお願いいたします。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 議案第28号 市こども館設置及び管理条例の一部改正についてありますが、これについては教育次長の説明のとおりでありますけれども、機構改革に伴ってこども館を教育委員会部局から市長部局へ移管するということでございますが、今、提案されたのが教育委員会の次長でありましたけれども、これから市長部局ということになりますと、これはどこの所管になるのかよくわかりませんが、いずれにしてもいわゆる縦割りではなくて、今度企画課ではなくて総合政策課になるようでございますが、いずれにしても、これはどこどこからというようなことで、この教育委員会のほうが手を引いたりしないように、総力を挙げて、もちろんこども課の所管であるということは間違いのないと思いますけれども、これに必要な場合には課横断的に総力を挙げて対策や事業を進めていただきたいと思いますと思うんですけれども、その辺の考え方を確認しておきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 今、ご指摘のとおり、そのような対応のために組織改編もしたわけございまして、これは市長部局のこども課の1組織として対応いたします。10月1日から横断的なプロジェクトといたしまして、内容的には縦割りを廃止してやってきておりますが、さらに充実拡大すべくこの市長部局としたものでございますので、今後ますます少子化対策の1つの確たる施設として拡大拡充をしていきたいと考えております。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 言葉足らずで申しわけなかったですけれども、これで教育委員会の責任はなくなったというようなことがないように、もちろんこども課が主体ですけれども、必要に応じて教育委員会も協力支援をするということで臨んでいただきたいと思います。答弁は結構です。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第15 議案第28号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第28号は、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後 1時58分

再開 午後 2時11分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

---

◎日程第16 議案第29号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正について

○議長（小森幸雄君） 日程第16 議案第29号 那須烏山市運動施設設置、管理及び使用料条例の一部改正についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第29号につきまして提案理由の説明を申し上げます。

本案は、廃校になりました野上及び向田小学校、そして今年度末で廃校になります東小学校のそれぞれの体育館を社会体育施設として、地域住民の方に余暇の活動並びに健康の維持増進のために活用していただくため、運動施設条例に加えるものでございます。

また、これに伴いまして、那須烏山市立学校施設利用及び使用料条例の中で経過措置といたしまして運用してまいりました附則の条文につきましては、削除することとなります。

緑地運動公園テニスコートの夜間照明使用料金の改定でございますが、烏山運動公園テニス

コートの使用料と幾分でも差を少なくするために改定をするものであります。

詳細につきましては、教育次長より補足説明をさせますので、何とぞ慎重審議を賜りまして、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長の補足説明を求めます。

教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） それでは、議案第29号につきまして、市長提案理由の趣旨とダブる部分もございますが、詳細説明申し上げたいと思います。

学校統合に伴いまして廃校となりました、また廃校となります体育館の利用につきまして、利用の希望者等もございまして、学校施設の利用及び使用料条例、いわゆる学校開放ということで夜間の開放を行い利用者の便に供しているところでございます。

最近土日等におきます昼間時間帯等の利用の要望また管理運営等につきまして、教育委員会として統一ということで判断をいたしまして、ほかの運動施設、烏山体育館、荒川体育館同様の位置づけといたしましてまして利活用すべき本条例の一部を改正するということでご提案をするものでございます。

利用時間等につきましては、烏山体育館同様8時から午後9時半、使用料につきましては学校開放体育館と同様に1時間当たり500円といたしてございます。また、あわせまして市長提案のとおり、緑地運動公園のテニスコートの夜間照明の部分でございしますが、烏山運動公園のテニスコートと使用料にあわせまして1,000円と減額をいたす改正をいたすものでございます。

改正条例につきましてご説明をいたしますので、条例をお開きいただきたいと思います。別表第1の改正でございまして、これにつきましては、運動施設の名称等につきまして規定しているわけございまして、1について規定しているんです。烏山の施設から南那須の施設まで住所に基づきました別表で規定をしてございまして、その中に野上地区の野球場の部分に野上体育館あるいは野上の烏山野球場、向田体育館、東体育館ということで、それぞれ地番を入れてまして改正をいたすものでございます。

別表の第2でございしますが、これにつきましては利用時間と休日関係を規定してございます。条例の別表等をごらんいただければわかりと思いますが、やはりこれも施設ごとに利用時間等が決まっております異なっておりますものですから、別表1の改正とあわせまして施設の並び順というのは語弊がございしますが、そういうものに改正をいたすものでございます。

愛宕台運動場が8時から19時、これは時間の改正等はございません。野上体育館につきましては8時から21時30分。烏山体育館あるいは学校開放に使用時間を合わせまして改正をしております。野球場につきましては改正はございませんが、8時から19時ということで今

回議案の提案をしてございます。向田体育館、東体育館につきましても野上体育館同様8時から21時30分と規定をした改正をいたすものでございます。

別表第3でございます。これにつきましては、各運動施設の使用料について規定してございますが、烏山野球場という文言も入ってございます。これにつきましては利用料金等の改正はございませんが、先ほど来申し上げておりますように、この条例につきましては施設の並び順ですべて規定されている部分でございますので、ご理解をいただければというふうに思います。新たな運動施設であります野上体育館、向田体育館及び東体育館につきましては、学校開放等にあわせまして1時間500円と規定をいたすものでございます。

またあわせまして、同表に規定されております緑地運動公園のテニスコートの夜間照明に係る部分の使用料につきまして、烏山運動公園のテニスコート同様1,500円を1,000円に減額をする改正をいたすものでございます。

附則につきましては、条例の施行日を平成20年4月1日といたすものでございまして、経過措置の2項でございます。別表の第3使用料の改正部分につきましては、条例施行日以後の使用料について適用いたしますということと、同日前は従前の例によりいただきますよというような改正の部分でございます。あわせまして、那須烏山市学校施設利用及び使用料条例の一部を改正する条例の一部改正につきましては、3項、4項及び5項の削る部分の改正につきましては、市の運動施設として位置づけをいたしますために、3項境中学校の体育館、4項の野上小学校及び向田小学校、5項境小学校、東小学校の体育館については、学校開放施設から削除をいたすものでございます。

なお、新たになります境小学校体育館につきましては、昨年9月の市立学校設置条例改正時にあわせまして学校開放施設として直すように条例の改正をしてございますので、学校開放施設として利用されることになります。

また、ここに載ってございません現在の境小学校の体育館はどうなるのということになるかと思えます。利用者団体が夜間開放で1団体から2団体程度でございまして、その団体等とほかの体育施設の利用可能等もお聞きいたしまして、市の運動施設と学校開放のどちらかで利用は可能でしょうということになりましたものですから、今回、現在の境小学校の体育館につきましては、学校開放からも市の運動施設としても、そちらのほうからも除外はしているということになります。

なお、利用にあたりましては建物がございまして、今後、総務部の管財課の普通財産になるわけでございますので、そちらのほうとの協議調整の中で利活用については可能かなというふうには思っております。あくまでも学校開放の運動施設、体育施設としての利用は今後教育委員会から外したというふうにご理解をいただければと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 以上で、提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） 学校開放施設ということで余暇の利用とか体力増強のためにこのように東、向田、野上の体育館を新たに使っていただくということなのですが、これは跡地検討委員会でもう既に決まっていた事項だったか、ちょっと記憶にないものですから、それとこのように市民の皆様に使っていただくのはいいとは思いますが、例えば企業等が体育館も含めて借りたいとか買収したいとかという話があった場合、どのような考え方をしているのか聞きたいと思います。

緑地公園だけが照明がついているということなのでしょう。あとは照明がついていないのか。

それと、管理をする窓口、例えば受付の窓口、どこが管理されるのか。どこへ行って申し込むのか聞きたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） 今回の運動施設の開放につきましては、冒頭提案理由で申し上げましたように、現在も学校開放施設として社会体育の部分で貸し出しはしてございます。これをあえて運動施設としての条例化をしたというのは、提案理由で若干補足説明をさせていただきましたが、土日関係の利用等、それと管理のいき場所といいますか、議員ご指摘のように学校が廃校になりまして跡地をどうするんだというようなお話もされていまして、市長部局との学校の本校舎と体育施設をすみ分けをして、体育館等については教育委員会のほうで運動施設として今後も利活用していただきたいということで、今回、それぞれの小学校の体育館について運動施設として位置づけをさせていただいたというのが1点ございます。

それと企業等への貸し出しといいますか、スポーツ関係での貸し出しはあいていれば可能でございますので、よろしくお願いをいたしたいと思います。これは団体でも企業等の団体が利活用されている部分がございますが、議員のご指摘の部分と私の答弁の部分は違うかなというふうに思いますが、そういうことでご理解をいただければと思います。

照明の部分の関係につきましては、烏山運動公園のテニスコートと緑地公園の運動場のテニスコートの照明がありまして、現在こちらが1時間1,500円ということになっておりますので、烏山が1,000円でございましたので1,000円に合わせたというふうにご理解をいただければと思います。

受付窓口につきましては、平成20年4月からは生涯学習課が運動施設につきましては担当課になります。あわせまして、学校開放施設、現在残ります学校開放の体育館の受付も生涯学

習課のほうで、体育館については今まで同様受付窓口になります。ただし、烏山公民館のほうに出向いても照会などはしていただけるというふうには思っておりますので、よろしくご理解いただければと思います。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） 跡地検討委員会で決まったのかどうかということですね。民間企業から例えば校舎の体育館も含めて買収したいという話があった場合、柔軟な対応をとれるのかどうか。その辺をちょっと聞きたいと思います。施設全部を使いますと管理費がかなりかかるんじゃないかなという気もするんですね。ですから、少しでも市のほうにお金が入るように民間に売却したほうがいいんじゃないかというような考えを持っていますものですから、その辺も含めてお答え願いたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 跡地利用関係等については、現在私どものほうで進めておりますのは、境小学校と木造の校舎、体育館、東小学校の校舎、体育館等については地元説明会を開催させていただいております。基本的には売却も含めて検討させていただきたいということでご了解をいただいております。特に東小学校等については広くインターネット等を利用しながら提案等も含めて検討させていただきたいということでご了解をいただいております。これからインターネット等を使いながらどういうふうにするか、提案も含めて考えていかなければいけないというふうに思っております。松本議員がご指摘のように、校舎だけを使用という考え方もあるわけですが、そのほかに体育館も含めて運用したほうが良いというような提案も当然出てくるんだろうというふうに思っております。

そういう提案等を踏まえながら、今回の条例化等についても弾力的な考え方で今後の対応をしていきたいというふうに考えております。

以上です。

○1 番（松本勝栄君） 了解です。

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第16 議案第29号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第29号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第17 議案第31号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

○議長（小森幸雄君） 日程第17 議案第31号 栃木県後期高齢者医療広域連合規約の変更についてを議題といたします。

本案についての提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第31号につきまして、提案理由の説明を申し上げます。

栃木県後期高齢者医療広域連合につきましては、平成19年2月1日に設立されまして、現在本年4月からの制度施行に向けて準備を進めているところでございますが、被保険者に対する健康診査等の保健事業に要する経費の一部について、構成市町の負担金で賄うことになりました。つきましては、栃木県後期高齢者医療広域連合規約を変更することにつきまして、関係地方公共団体と協議をしたいので、地方自治法第291条の11の規定により議会の議決を求めるものでございます。

詳細につきましては、市民福祉部長より説明をさせますので、ご審議をいただきまして可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） 補足説明を申し上げます。栃木県後期高齢者広域連合の規約の変更につきましては、地方自治法の規定によりまして構成市町の議会の議決が必要となります。今回、変更をお願いする主な内容は、広域連合の事務であります保健事業に要する経費について別表に定めるものであります。

広域連合の経費につきましては、広域連合規約第17条により構成市町負担金、いわゆる職員人件費等の事務費、それから医療給付費に要する経費、これは医療費の12分の1、それから保険料に係る経費とされておりますが、今回、新たに保健事業に係る経費の規定を追加するものであります。

広域連合の事務であります被保険者に対する健康診査の実施につきましては、今までの各市町の老人健診の実施状況を踏まえまして、栃木県におきましては広域連合から各市町に委託をして実施することとしております。また、健康診査の費用につきましては、基本的に保険料で賄うこととなっておりますが、少しでも保険料の軽減が図れるよう、国からの補助と構成市町からの同額程度の補助を導入し、あわせて栃木県からの補助については現在要望中ですが、それらを合わせまして実施する計画であります。

以上で補足説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第17 議案第31号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第31号は、原案のとおり可決いたしました。

---

#### ◎日程第18 議案第32号 財産の取得の一部変更について

○議長（小森幸雄君） 日程第18 議案第32号 財産の取得の一部変更についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま上程となりました議案第32号 財産の取得の一部変更について提案理由の説明を申し上げます。

（仮）学校教育ネットワーク整備事業は、平成19年12月4日に財産の取得につきまして議決を賜り、現在順調に整備を進めているところでございます。本事業につきましては学習の情報化、校務の情報化を図ることで、ひいては学力の向上をいざなうものと期待をいたしているところでございます。

また、本事業は総合計画の掲げました政策3-1「学校教育の充実」のために、社会の変化に対応した学校教育に取り組むものでございまして、「教育・文化のまち」を志向する本市にとって重要な事業となっております。

なお、本事業は、有利な財源でございます合併市町村補助金を活用し、サーバーやコンピュータ等の各種情報機器、システムを購入整備するものでございます。

本日提案をいたします取得財産の一部変更は、セキュリティ確保、ハード保守確保、学習用、校務用ソフト確保のため物品を追加取得するものでございまして、国庫補助金額を踏まえ、一部変更の議決を賜りたく提案するものでございます。

詳細につきましては、教育次長より補足説明をさせますので、慎重審議を賜りまして、可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長の補足説明を求めます。

教育次長堀江一恵君。

○教育次長（堀江一恵君） それでは、議案第32号 財産取得の一部変更につきまして、命により詳細説明を申し上げたいと思います。

本事業につきましては市長の提案のとおりでございまして、有利な財源でございます合併市町村補助金につきましては、平成18年度の繰越明許費で繰越をいたしまして、平成19年度に支出をするというようなことで、事業費が1億2,000万円、国庫補助金1億1,000万円を活用いたしまして、学習の情報化、校務の情報化、さらには児童生徒の学力向上というものを目途に整備を進めておりまして、去る12月に契約の後、サーバー等の機器の導入、学校LANの工事等、学期末でございますがおおむね順調に整備が進められているところでござい

ます。

今後といたしましては、学校へのパソコン機器の導入関係、さらには4月稼働に向けた教職員の学習、校務用の研修等を現在充実をさせながら実施をしているというところでございます。なお、本事業に関します財産取得の一部変更についてでございますが、先ほど触れました当初予算といたしまして、委託料70万円、工事請負費が440万円、備品購入費が1億1,490万円ということで1億2,000万円の総事業費を予定してございました。

執行済みといたしまして、既に3本とも契約が済んでございます。委託料が68万2,500円ということでホームページの再構築費用関係でございます。工事請負費が学校の教室とか校長室を結ぶ工事費関係が438万9,000円ほどで執行済みでございます。備品購入費につきましても、去る12月に9,870万円ということで、総事業費が1億377万1,500円ということでございまして、まだ補助金額に満たないというのは当初からわかってございました。

予算残の執行におきまして、今市長提案のとおりセキュリティ関係の一層の確保を図りましょう。あるいはハード保守の先行を確保しよう。あと学校の要望等もその後出てまいりまして、学習用、校務用ソフトの確保等をいたしましよというところで、そういう内容で必要と見込めるために、合併市町村補助金に見合う備品購入に関します変更について、当初備品関係でございますので、いろいろ請負率が出てまいりましたが、6割から5割の部分もございました。6割の部分もございました。7割の備品等もございました。そういうものを合わせまして1,594万2,684円の増額ということで、今回、契約締結の議案を提出するものでございますので、よろしく願いいたしたいと思っております。増額は1,594万円です。

議案書のほうになりますと1億1,464万2,864円というのが備品購入費でございます。その委託料、工事請負費、備品購入を合わせました国庫補助に見合う事業費といたしましては、1億1,971万4,364円、1億2,000万円を若干下回った金額で今後実績報告等を出していきたいというふうに思っております。

議案第32号の参考資料がお手元についていると思います。その中で今、一部変更の理由の点につきましては述べたとおりでございまして、取得価額が変更前9,870万円、変更後が1億1,464万2,864円で、1,594万2,864円ということで議案として提案をいたすものでございます。取得先等は変わりございません。

なお、裏面に物品の変更概要関係を載せてございます。センター設置というものが教育委員会にサーバー等の本体の設置がされますので、そちらに掛かるここに記載のように保守点検の費用、当初設計は予算がちょっと厳しかったものですから、1年だけの見積もりで入札をかけました。そういうわけで執行残が出まして5年間の追加費用にしようというようなことで、保

守関係については5年間を見込んでございます。

それと、下のほうに資産管理システムということで、これも新たに学校からの要望等もございまして追加をいたすものでございまして、一番下が学習用、校務用のそれぞれのソフト関係をすべての学校に配備をしたいというようなことでの変更をいたすものでございますので、よろしく願いを申し上げたいと思います。

以上で説明を終わります。

○議長（小森幸雄君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） この学校教育ネットワーク整備事業は繰越明許費で平成18年末に決まったということだったんですが、私は統廃合後でもよかったのではないかなということは前から考えていたことなんですが、質問したいのは、この保守関係ですね。5年間ということになっていますが、保守は普通ですと無償保証が1年つくと思うんですね。それプラス5年なのか、最初から無償保証等はないのか。それと、セキュリティの確保ということですが、これはもう世間一般的に言われているものですから、当初から設計の中に入れるべきではないのかなと思います。

それと予算が1.2億円あるからそこまで近づけて全部使ってしまえというような考えは、今は、はやらないのではないのかなと思っているんですが、その辺のこともお聞きしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 2点目のセキュリティの関係ですが、これは一層の確保ということで、当初予定していたものより一層の安定性を図るというふうにご理解をいただければと思います。内容的には議員がおっしゃるように、当然なされるべきというふうには思っていますが、さらにそれらを図っていきたいということでこの機種の変更等が入ってまいります。

先行確保という部分で保守期間の部分です。当初1年だけだったんですが、それを4年に延ばすというふうにご理解をいただければと思います。当初の設計では1年で見積もりいただきました。それが今回の入札の部分ですべての部分が入ってまいりますので、それらについてすべて5年間の保守をしようということなのでふやしたということです。

この1億2,000万円を使い切るという表現は正しくはないと思うんですが、一応国庫補助合併市町村補助金ということで、平成18年度の予算措置をしております、平成19年度に繰り越した部分がございます。今後整備の支払い等、契約書等も含めて実績報告書というのを今後出すことになりますので、ご理解をいただければと思います。

○議長（小森幸雄君） 1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） そうしますと無償保証というのは、この機器等についてはないんでしょうか。メーカー責任の無償保証はないのかどうか。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） その機器の無償保証という意味ですか。その辺につきましては予算積算といいますか、設計積算の中で1年を見ていたんですね。それで、契約を（「そうじゃなくてゼロ円でしょう。1年も見えていないわけでしょう。1年は保証の中に入れたということでしょう」の声あり）そうですね。（「だから、メーカーの保証はゼロということですね」の声あり）そうです。

○議長（小森幸雄君） 1 番松本勝栄君。

○1 番（松本勝栄君） 通常はメーカー保証がどんな機器でもつくはずなんですよ。ですから、5年ということでしたら、都合6年の保証だと私は思うんですが、その辺はほんとうに当初から保証がなくて、1年分の設計仕様書で最初からゼロ年ということで、1年を保証期間として設計したと。今回はプラス4年で追加をお願いしたということなんですか。トータル5年。メーカーの保証がないのかどうかもう一度お願いします。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） サーバー、ソフト関係については当初1年で4年の追加というふうにご理解いただければと思います。ハードの部分の5年間のそのほかにサーバーハードの5年間の保守パックを購入しまして5年間の保証期間を確保した。それについてもやはり当初契約した時点で一括購入ということで、請負率の関係もございますので当然廉価になっているというふうにご理解いただければありがたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 休憩いたします。

休憩 午後 2時46分

再開 午後 2時52分

○議長（小森幸雄君） 再開いたします。

質疑がないようですので、議長において議事進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に、賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第18 議案第32号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第32号は、原案のとおり可決いたしました。

休憩いたします。

休憩 午後2時53分

再開 午後3時03分

○議長（小森幸雄君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

お諮りいたします。日程第19 議案第11号から日程第26 議案第18号までの平成19年度一般会計補正予算及び特別会計補正予算、水道事業会計補正予算の8議案を一括議題としたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

---

◎日程第19 議案第11号 平成19年度那須烏山市一般会計補正予算について

◎日程第20 議案第12号 平成19年度那須烏山市国民健康保険特別会計補正予算について

◎日程第21 議案第13号 平成19年度那須烏山市熊田診療所特別会計補正予算について

◎日程第22 議案第14号 平成19年度那須烏山市老人保健特別会計補正予算について

◎日程第23 議案第15号 平成19年度那須烏山市介護保険特別会計補正予算について

◎日程第24 議案第16号 平成19年度那須烏山市下水道事業特別会計補正予算について

◎日程第25 議案第17号 平成19年度那須烏山市簡易水道事業特別会計補正  
予算について

◎日程第26 議案第18号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算につ  
いて

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第11号 平成19年度那須烏山市一般会計補正  
予算から議案第18号 平成19年度那須烏山市水道事業会計補正予算までの8議案を一括し  
て議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第11号から第18号までの提  
案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第11号は一般会計補正予算（第5号）でございます。概要であります。補正  
予算額を5,541万9,000円減額をし、補正後の予算総額を112億6,689万9,000  
円とするものでございます。内容でございますが、この補正予算第5号につきましては、年度  
末の第4四半期に入りまして、事業費の確定、精査に伴うものや、新たに事業費等を追加計上  
し、速やかに対応しなければならない事務事業が生じたことから、予算編成をしたところ  
でございます。

主な内容は次のとおりでございます。歳入であります。市税は市民税及び固定資産税を中心  
に1億1,286万6,000円の増額補正といたしました。国庫支出金は事業の確定、精算に  
伴い、主に生活保護費負担金、地域介護福祉空間整備等交付金を減額するとともに、県支出金  
についても畜産基盤再編総合整備事業の確定に伴い減額補正をするものでございます。

繰入金につきましては、老人保健特別会計繰入金の精算に伴い増額補正する一方、市税など  
の増額補正により財源の確保ができましたことから、財政調整基金繰入金を1億5,000万  
円減額することといたしました。また、市債は事業費の確定等に伴い、減額補正するものであ  
ります。

寄附金につきましては、本田實恵子様（東京都豊島区）、日信工業（株）栃木開発センター  
様、（株）ムロコーポレーション鳥山工場様から賜りましたが、その趣旨に沿いまして予算措  
置をいたしておりますので、ここにご芳志に対し深く敬意を表し、ご報告を申し上げます。

歳出でございます。総務費は人事給与に係る電算システム改修費を新たに計上いたしました。

民生費は国民健康保険及び老人保健特別会計繰出金をいずれも増額補正をいたしました。ま

た、事業費の精査に伴い社会福祉施設整備費、障害者自立支援事業費、私立保育施設運営委託事業費及び生活保護扶助費については減額補正することといたしました。

農林水産業費につきましては、畜産基盤整備事業費を中心に県単独土地改良事業、県営ふるさと農道整備事業など、事業費の確定に伴い減額となりました。

土木費につきましては、事業費の確定に伴う予算の組みかえが主なものとなっております。

教育費は、教育情報ネットワーク整備事業として、小中学校の情報ネットワーク機器を整備する経費を計上いたしました。また、傷みの激しい烏山公民館の屋内給水管設備に係る修繕工事費を予算措置いたしております。

繰越明許費は2件ございまして、高齢者福祉施設整備事業（認知症高齢者グループホーム整備）であります。もう一つは畜産基盤再編総合整備事業となっております。

議案第12号 国民健康保険特別会計補正予算（第3号）であります。事業勘定の補正予算額は歳入歳出額にそれぞれ3,606万円を追加し、補正後の予算総額を34億1,083万7,000円とするものであります。主な内容は、保険給付費に過不足が生じる見込みのため所要額及び介護納付金並びに共同事業拠出金の確定に伴う所要額を計上したものでございますが、これらの財源につきましては、繰越金等をもって措置をいたしました。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案どおりの答申を得ております。

次は議案第13号 熊田診療所特別会計補正予算（第1号）についてであります。当初予算の歳入歳出額にそれぞれ131万9,000円を追加し、補正後の予算総額を6,431万9,000円とするものであります。主な内容につきましては、医業費に不足額が生じる見込みとなるため、この所要額を措置したものでございます。これらの財源につきましては、繰越金で措置をいたしました。

続きまして、議案第14号は老人保健特別会計補正予算（第2号）についてであります。当初予算の歳入歳出予算額にそれぞれ2,565万3,000円を追加し、補正後の予算総額を28億4,097万7,000円とするものでございます。内容につきましては、前年度の老人保健医療費の確定に伴う一般会計繰出金の精算及び支払基金交付金、国県支出金の交付決定に伴い、その所要額を計上したものでございます。財源につきましては、前年度繰越金と一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

次は議案第15号 介護保険特別会計補正予算（第3号）についてであります。歳入歳出予算の総額からそれぞれ1億987万2,000円を減額し、補正後の予算総額を19億1,682万5,000円とするものでございます。今回の補正の主な内容は、介護給付費及び地域支援事業の精査に基づく減額であります。

次は議案第16号 下水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。今回提案

をいたしました補正予算は、確定申告に伴う消費税が還付となったために、105万円を減額措置したものでございます。これらの財源につきましては、受益者負担金、一般会計繰入金、前年度繰越金及び市債をもって措置をいたしました。

次は議案第17号 簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）についてであります。今回の補正額は1,874万5,000円を増額し、1億5,912万5,000円とするものであります。歳出につきましては、水道施設維持管理費に係る電気料及び修繕料を減額するとともに、公債費は公的資金の繰上償還に伴う償還金を増額補正するものであります。これらの財源につきましては、借換債を新たに計上するとともに、水道使用料等の減収に伴う不足財源につきましては、一般会計繰入金をもって措置いたしました。

続きまして議案第18号は、水道事業会計補正予算（第3号）についてであります。主な内容でございますが、施設の維持管理費の精査と工事費等の確定による建設改良費の減額及び企業債の繰上償還に伴う企業債償還元金の増額であります。

収益的収入は、雑収益等62万3,000円を減額し、6億3,424万4,000円といたします。支出につきましては、営業費用601万3,000円を減額し、6億5,276万5,000円とするものであります。

資本的収入は繰上償還の財源の一部として、借換債等を3億860万8,000円増額し、4億5,639万5,000円とさせていただきます。支出は、建設改良費を3,468万8,000円減額し、企業債償還金を3億4,200万8,000円増額し、6億9,476万円とするものであります。資本的収支不足額は当年度損益勘定留保資金で補てんさせていただきます。

以上、議案第11号から議案第18号まで一括提案理由の説明をさせていただきました。慎重審議の上、可決、ご決定賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で市長の提案理由の説明が終わりました。

これより質疑に入ります。

16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 一般会計の補正予算について、29ページの文化財保護費ということで、文化財保護費が58万円ということですね。その下に文化財調査費というのが148万4,000円減額というふうになっておりますが、これらについてどういう内容なのかご説明いただきたいと思います。

上川井の林テレンプの開発用地のところに縄文時代の埋蔵文化財がある。また、東山道がこの辺を走っているということで調査をされておりますけれども、聞くところによりますと、その調査費だけで1億2,000万円、また国、県に調査報告書を提出する費用が5,000万円

もかかるということで大変なことだなというふうに思うんですけども、前に議会の全員協議会に第2期開発計画というものを提案されていましたが、議会では町の発展につながることから、ぜひ異存はないということで了解をしたと思いますが、それがその後どんなふうになっているのか。現状についてご説明いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 企業誘致に絡むことにつきまして、私のほうからご報告申し上げますが、第2期工事がおかげさまでこの2月いっぱいでおおむね新道平遺跡の整備を終えたようでございますので、3月早々には始まるということで、おおむね13カ月を要しまして第2期工事の着手がなされるというふうに聞き及んでおります。

今、議員ご指摘のところは、さらにその北東部にあたるんですかね。この7町歩程度の土地を求めたいというようなことでありましたが、今、ご案内のように東山道、そしてこの新道平遺跡がさらに集中をしている箇所になります。したがって、今の市の文化係の見積もりですと、おおむねその調査だけで1億5,000万円、整理に1億5,000万円、3億円強かかってしまうというような報告をいただいております、これではこの企業としてはそのような状況であると当市は無理だというようなことから、凍結状態にございます。

したがって、これはやむを得ない措置かなと思っております、今後、2期工事が約13カ月かかる予定でございますから、その後、市の対応としてもさらなる優遇策みたいなものは考えなければならないのかなとは考えておりますが、しかし、これはそういった前例をつくったりしますと、なかなか今後の市の財政も大変なことがございますので、それは議会と相談しながら慎重に対応することにいたします。したがって、今のところはそういったところで凍結状態だというようなことをご報告申し上げます。

○議長（小森幸雄君） 教育次長堀江一慰君。

○教育次長（堀江一慰君） 29ページの文化財保護費と文化財調査費の補正の関係でございます。文化財調査費の増額58万円につきましては、山あげ祭りの日野町の屋台に関しまして、県の補助が直接事業主体、日野町自治会のほうにいくわけなんです、154万9,000円の事業費が上がってございます。その中で直接県のほうから日野町のほうに77万4,000円、2分の1でございます。県が2分の1出していただけることになりました。市のほうとして8分の3、58万円ほど今回予定をさせていただきました。地元が19万5,000円というような事業費の関係で、市の補助分として58万円を予算化させていただきました。なお、これにつきましては、平成19年度の事業ということで現在県のほうの補助もいただくわけでございますので、3月末までに事業が完了できるようにお願いをしているところでございます。

次に文化財調査費の減額の148万4,000円の関係ですが、これにつきましては長者ヶ平の調査費で、その分筆登記の部分での見積もり合わせの結果減額になったというふうにご理解をいただければと思います。なお、市長がお答えしました長者ヶ平の関係につきましても、平成19年度委託料減額で賃金がふえているというような内容になっているかなというふうに思いますが、そちらのほうもここの部分は精査をしてございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 新道平遺跡ですか、正確に開発の遺跡発掘調査の事業名がわかりませんが、私も現地を見させてもらったんですけども、簡単に言って、今までのやつは4棟工場を建てるということで始まったんですけども、まだ1棟しか建っていないんですよ。そして、2棟目、3棟目のところを今発掘調査をしている。4棟目は谷とその向こうの山なんですよね。

したがって、莫大な発掘調査費を使って発掘をして、それを記録保存をして、それを提出して、許可が出ればもう1回埋め戻してそこを造成をして、その上に2棟目、3棟目、そして谷を土を埋めて4棟目を建てるというような開発だというふうに聞いているんですけども。

そうしますと、発掘調査をほぼ終わったということで、3月早々には2期工事に向けて動き出すということなのか。記録の保存のためにさらに時間が必要で、実際に着工するのはさらにその13カ月後いずれかにおくれる。したがって、林テレンプの事業が拡大するのは埋蔵文化財の調査のおくれと、その後の開発のおくれに伴って拡大するのが遅くなるというような理解でいいんですかね。

それと事業費全部1億2,000万円プラス製本代が5,000万円とか言っていましたけれども、それは林テレンプさんが負担をして今やっているというふうな理解でいいのかどうか。もう一度ご答弁をお願いしたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 大変申しわけございません。もう一度整理をしてお話をさせていただきますが、今第1期工事が終わりました第1棟が建ちまして、1月の末、2月から昼夜交替で稼働が予定どおり始まりました。これは1棟でございますが、2期工事は今のやつにさらに増築をするということを考えているようです。それが1棟ではないんですが、今の棟に増築される。それをまず最初にやる。新たにこれから13カ月をかけて平らに造成するわけでございます。その整備が遺跡が2月までに終わったのが今、整理を終わって1億7,000万円。それは全額林テレンプで負担をしていただいております。

ですから、今の15町歩の造成の見込みがついたというふうにご理解いただきたい。先ほど

私が言ったのは、新たに7町歩のことを言われましたね。これは凍結ですよということなんです。3億円もかかったのではとてもじゃないよということでございますので、ですから、今の15町歩内はおおむね遺跡の調査は終わりました、3月から造成工事が始まる。13カ月かかります。

その中で、まず来年から始まる新築工事は今の建物にさらに長屋をふやすというのかな、3分の1の長さでさらに増築するのが最初にやる工事。さらに3番目として、2棟、3棟までいきます。さらに研究棟ができます。そこまで今の土地でやるという予定でございます。そのようなことでございますから、着実にこれからもちろん需給のバランスもありますけれども、順調に伸びれば、今の敷地内だけで300人の雇用が生まれると期待いたしているわけでありまして。そういったところで、ひとつ説明にかえさせてもらいたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 16番平塚英教君。

○16番（平塚英教君） 2期工事については3億円かかるから、今のところ林テレンプさんとしては凍結ということでございますが、執行部のほうで議会の全員協議会に2期工事についても了解を、特にオーダーメード方式で市が取り組んではどうかというような提案までされたわけですよね。ところが、議会にはその後何の説明もないものですから、いろいろな疑心暗鬼が出ていまして、やはり執行部のほうが提案説明をしたわけですから、その後、中身が変更したら変更した時点で今現在こうですよ。これはこうなりましたというような説明責任があったのではないかなというふうに思うんですけれども、今後そういう執行部のほうでもいろいろ努力はされていると思うんですが、議会のほうに提案されたまま何の説明もないというのは説明不足ではなかったかというふうに思うんですけれども、その点もう一度確認をしておきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 大変申しわけございません。会期中に改めて全員協議会をもたせていただきまして、この前、現地でもって地域の住民の皆さんに説明会をやっておりますので、その説明の資料に基づきまして、ちょっとお時間をいただいて説明をさせていただきますので、ひとつおわび申し上げましてご了承いただきたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） それでは何点か質問させてもらいたいんですが、まず最初に大谷市長にお伺いしたいんですが、歳入において国庫支出金、県支出金が減額になっていますね。これは今後ともずっと平成20年以降も減額になってしまうのかなというような感じもしているんですが、そういう中ではまず今後の見通し、それとその対策についてどういうふうにしていくのか、考え方をお伺いしたいと思っております。

それと、次に繰越明許費、6ページなんですけれども、社会福祉費と農業費とあるわけなんです、認知症の高齢者グループホーム整備ということなんです、これはどこで計画しているところできる予定だったのか。今回明許繰越をしているわけですから、両方ともいつごろできる予定なのか。それをお伺いいたします。

勉強不足で悪いんですが、歳入の14ページ、民生費で地域介護、先ほど市長から説明がありました福祉空間整備交付金と20ページの民生費の社会福祉施設整備費、説明欄が違いますが、金額は同じ3,000万円ですからそうなのかなと思っているんですが、これはどんなふうに違うのか、その点をお伺いします。

22ページの環境衛生費、浄化槽設置の事業費131万1,000円、これは平成19年度は何基ぐらい設置されたのか。

それと、最後になりますが、26ページに消防費、非常備消防費60万2,000円の減額なんです、これは人間が減ってそうだったのか。現在何人消防団がいて、1人当たり幾らを支出して、また火災等の出動の際の日当は幾らぐらい出しているのか。その点をお伺いいたします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） 歳入につきましては、一口に言いまして自主財源をふやす。このことしかないのかなと思っておりまして、自主財源、税をふやすということに尽きると思っております。

したがって、今、ご質問がありました企業誘致や定住人口、交流人口の増加をふやすことによりまして税収をアップする。そういったことをまず第一にやっていかなければならないことだろうと思っております。

一方、歳出の削減も大変重要でございますので、人件費を中心にした行財政改革プランを予定どおり徹底をして歳出削減を行っていくということの2本立て、攻めは税収アップをさせる、そして守りについてはそういった経費を削減する。こういった両方向でやはりやっていかないと、財政基盤のことは確立はできないのかなと思って考えております。

○議長（小森幸雄君） 市民福祉部長 正俊君。

○市民福祉部長（正俊君） ご説明申し上げます。補正予算書の6ページ、民生費、社会福祉費の認知症高齢者グループホーム整備事業1,200万円、繰越明許費ですが、これは大桶地内に本市内の社会福祉法人が公募式で決定しまして、グループホームを整備する予定でございました。当初は年度内完成見込みでありましたが、現在に至っては年度内完成は困難ということで、その出来高に合わせまして国庫補助が1,500万円、トンネル補助金なんです、この事業が8割と2割ということで、その8割が平成20年度のほうに繰越ということで、

今回1,200万円ほど繰越明許費とさせていただきました。なお、このグループホームにつきましては、おおむね6月ごろ完成する予定になっております。

それから、議員ご指摘のとおりでございますが、14ページの民生費国庫補助金の地域介護福祉空間整備等交付金3,000万円の減額は、当初第3次の保健福祉計画、介護保険計画の中で、本市内ではおおむね中学校単位で5カ所ほどグループホームを整備することで、県のほうと協議が進んでおりましたが、平成19年度には3カ所整備をする予定で公募をしました。しかし、1カ所ということなものですから、1,500万円かける9月補正で4,500万円ほど計上させていただきましたが、2カ所につきましては応募がなかったということで、歳入国庫補助金が減額になりまして、14ページの名称はこれは国庫補助の名称でございます。

それから21ページにつきましては、これは全く議員ご指摘のとおり、社会福祉施設整備費として本市の科目ですね、こういう形で今回、歳入歳出イコール2カ所につきましては減額ということでございます。

以上です。

○議長（小森幸雄君） 建設部長池尻昭一君。

○建設部長（池尻昭一君） 22ページ、環境衛生費、浄化槽設置事業のお尋ねの件でございますけれども、設置状況については5人槽について47基、7人槽については86基、10人槽については4基、合わせて137基を設置したところでございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 非常備消防費の60万2,000円の減額の内訳についてご説明を申し上げます。消防団の定数につきましては、合併当時725名でスタートをさせていただきました。その後、消防団員の再編がございまして、現在の定数については660名ということになっております。しかしながら、消防団員等の確保が現在非常に難しいということがございまして、現在の消防団員数については645名という状況になっております。欠員が生じているということになります。

今回の消防報酬関係等については、当初690人で積算をいたしておりました。それが定数条例で現有定数ということで660人という支出でございますので、その差が出たということで報酬関係等については35万1,000円の減額を措置させていただいております。

そのほかに、事業費で32万4,000円の減額をしてございます。これについては消耗品ということで長靴とか名札とか階級章等の購入を予算で計上いたしていたものでございます。特に、今回、長靴購入等について見積もりの結果、非常に安く買えたということもございまして、それが主だった減額理由でございます。

そのほかに出動手当関係については、現在1回700円ということで支出いたしてございます。

以上でございます。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 1点だけ質問させてもらいたいんですが、最後の消防の話なんですけれども、1人当たり年額幾らかというのが抜けていたような気がするんですが、それと、出動日当700円、これが果たしていいのか悪いのかという問題なんですけれども、場合によってはこれで1日だめになっちゃう可能性も相当あるわけですね。お金が多いからいいというものでもないと思うんですが、ましてやだんだん消防団員が減ってくるという中では、まして消防団の出る機会もふえる気がするんですね。

なぜかという、火災とかそういう問題はあまりないような気がするんですよ、だんだん住宅もよくなっていますから。ただ、高齢者がふえてきますと、人探しとかそういう問題で頼れるのは縦社会というのは今は消防しかないんですよ。あと一般的なつき合いはだれだれさん、横のつき合いですから、命令形で動くというのは消防団ぐらいしか地方にはないのかなと思っていますので、そこのところは何とか検討できるのかどうか。これは総務部長に言っても難しいと思うので、市長に答えてもらおうほかないと思うんですが、よろしくお願いします。

○議長（小森幸雄君） 市長大谷範雄君。

○市長（大谷範雄君） この問題については、実は当初予算でも部内では慎重に検討させていただきました。消防団幹部のほうからも強い要望がありましたが、とりあえずさらに平成20年度に検討してみようということで流れた経緯が実はございます。議員ご提言のとおり、私も700円が決していいと思っております。むしろこれはちょっと値上げしてもいいのかなと個人的には思っておりますので、慎重に平成20年度、前向きに検討させていただくということをお約束したいと思います。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 答弁漏れがございまして大変申しわけございません。消防団等については階級により報酬年額が変わっております。これについては非常勤の特別職の報酬ということで位置づけをされてございまして、逐次申し上げていきたいと思っております。

団長年額18万円、今の段階ですと支団長というのがございますので平成20年からはなくなります。支団長については16万円、副支団長11万円、本部部長8万円、分団長7万円、副分団長5万円、部長4万6,000円、班長3万5,000円、団員の方が年額3万円ということになっております。ちょっと早口で申し上げたので、わかりづらかったと思いますけれども、必要があればコピーでお渡ししたいと思います。

○議長（小森幸雄君） 19番滝田志孝君。

○19番（滝田志孝君） 今、どこの自治体でも消防団員の減少に歯どめがかからないようなんです。たまたまこの前テレビを見ていましたら、消防団で何をやっているんですかというテレビをやっていましたね。それで、消防団のやっている内容がわからない。また、消防団は地域でどんなふうな形であるのかというのもわかっていない。一般の消防署はわかっているんですね。ところが、民間の方々のボランティアという部分では何をやっているかわからないというのがテレビでやっけてまして、その自治体がどこだというのは忘れたんですが、そこで募集をかけたときに、約3倍の方々が集まったというようなテレビをやっていたんです。

やはり地方へ来ても案外消防団が何をやっているかわからない。またはそういうのがどこにどういうふうな形で協力したいけどわからないという人も中にはいるのかなと思うんですね。どうぞそういう中ではどこの自治体に属しているからどこじゃなくちゃいけないというような形でもっていくのか。それとも、希望があれば宣伝して団員の募集をかけても、それは1つの考え方としていいんじゃないかと思っているんですが、場所によると女性消防団が地域では活躍しているというところも随分あるようですから、そういういろいろな形でやろうという考え方を基本的に持っているか持っていないかだけお伺いして、質問を終わります。

○議長（小森幸雄君） 総務部長大森 勝君。

○総務部長（大森 勝君） 今、滝田議員のほうからご指摘のように、消防団員の確保というものは全国的な問題になってきております。消防庁等を中心に確かに女性消防隊員とか、また消防の役割については全国的にPRをされてきているのかなというふうにも思っております。特にテレビで取り上げられたということは、それなりのことがあったからかというふうにも思っております。

那須烏山市の消防関係の地域の方々への周知等については、1つの特徴としては、各中学校に少年消防隊を組織していただいて、消防の業務、また消防の内容、そういうものについて理解をいただくということで、現在消防点検等にも出席をいただいて活躍をしていただいているところでございます。

これからやはり消防団の確保等については消防団長を中心に、十分意を用いながら消防団員の確保に努めていきたいというふうに考えております。陰ながら議員の皆さんのご協力もお願いを申し上げまして、答弁とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） ほかに質疑はありませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 質疑がないようですので、議長において議事を進行し、これで質疑を打ち切ることにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、これで質疑を終結いたします。

これより議案第11号から議案第18までの8議案について討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 次に賛成討論の発言を許します。

〔「なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） ほかに討論がないので、これで討論を終結いたします。

採決いたします。日程第19 議案第11号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第11号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第20 議案第12号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第12号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第21 議案第13号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第13号は、原案のとおり可決いたしました。

続いて、日程第22 議案第14号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第14号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第23 議案第15号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第15号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第24 議案第16号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第16号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第25 議案第17号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第17号は、原案のとおり可決いたしました。

次に、日程第26 議案第18号について、原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、議案第18号は、原案のとおり可決いたしました。

お諮りいたします。日程第27 議案第1号から日程第36 議案第10号までの平成20年度当初予算の10議案を一括議題といたしたいと思いますが、ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

---

◎日程 第27 議案第 1号 平成20年度那須烏山市一般会計予算について

◎日程 第28 議案第 2号 平成20年度那須烏山市国民健康保険特別会計予算について

◎日程 第29 議案第 3号 平成20年度那須烏山市熊田診療所特別会計予算について

◎日程 第30 議案第 4号 平成20年度那須烏山市老人保健特別会計予算について

◎日程 第31 議案第 5号 平成20年度那須烏山市後期高齢者医療特別会計予算について

◎日程 第32 議案第 6号 平成20年度那須烏山市介護保険特別会計予算に

ついて

◎日程 第33 議案第 7号 平成20年度那須烏山市農業集落排水事業特別会計予算について

◎日程 第34 議案第 8号 平成20年度那須烏山市下水道事業特別会計予算について

◎日程 第35 議案第 9号 平成20年度那須烏山市簡易水道事業特別会計予算について

◎日程 第36 議案第10号 平成20年度那須烏山市水道事業会計予算について

○議長（小森幸雄君） したがって、議案第1号 平成20年度那須烏山市一般会計予算から議案第10号 平成20年度那須烏山市水道事業会計予算までの10議案を一括して議題といたします。

市長の提案理由の説明を求めます。

市長大谷範雄君。

〔市長 大谷範雄君 登壇〕

○市長（大谷範雄君） ただいま一括上程となりました議案第1号から第10号までの提案理由の説明を申し上げます。

まず、議案第1号は、平成20年度那須烏山市一般会計予算についてであります。初めに平成20年度那須烏山市一般会計予算は、那須烏山市総合計画のスタートの年でありますことから、この計画に掲げた施策の実現に向け、適切かつ重点的に取り組む重要な予算となっております。

さて、日本の経済の動向は、世界経済の着実な回復のもと、企業収益の改善や施設投資の増加など、企業部門の好調さが家計部門へ波及し、自立的、持続的な経済成長が実現することが見込まれております。

こうした中、国は経済財政改革の基本方針2007において、2011年度に国、地方を合わせた基礎的財政収支を黒字化させることなどを目標とする歳出・歳入一体改革のプログラムを着実に実行することといたしております。このため、国債発行の抑制や公共事業関係費の前年度予算比3%の縮減、地方公共団体向け国庫補助負担金について、前年度予算額を下回るよう抑制することといたしております。

一方、那須烏山市の財政状況は、市債残高については減少傾向にあるものの、平成18年度末で123億円になっており、また経済収支比率が89.8%になるなど、財政の硬直化が進

んでおります。歳入については、根幹であります市税収入が景気回復などにより、若干の伸びが見込まれるものの、地方交付税、臨時財政対策債や国県補助金の縮減、廃止などにより、歳入確保が一層厳しい状況にあります。歳出につきましては、市債の償還金、少子高齢社会の進展による扶助費、医療費の増加に伴う国民健康保険や介護保険の特別会計への繰出金など増嵩が見込まれておりますことから、従来にも増して厳しい財政運営が続くものと予測をされます。

このような中で、市民福祉の向上と公平で安心な行政サービスを維持するためには、事務事業全般の見直しを行い、行政改革を一層推進し、新たな行政需要にこたえていくなど、簡素で効率的な行財政運営に取り組むことが求められております。

このことから、平成20年度予算は、新たに策定されました市総合計画に基づき、ひかり輝くまちづくりの実現を目指し、行財政改革の推進に積極的に取り組み、限られた財源の効果的、効率的な活用に努め、一層の市民福祉の向上に配慮した予算編成を行ったところであります。

予算の概要であります。平成20年度的那須烏山市一般会計予算額は109億8,800万円で、前年度と比較をいたしますと3億8,800万円、3.7%の増となりました。また、公的資金の繰上償還に伴う借換債2億30万円を除いた実質的な伸び率は1.8%となります。総合計画の実現に向け、合併特例債を活用した道路整備を本格的に実施するとともに、子育て支援、高齢者及び障害者福祉の充実、学校統合、定住促進などの事業費を積極的に計上したことが増額の主な要因であります。

歳入の主な項目では、市税については個人市民税並びに法人市民税、また固定資産税についても若干の伸びを見込み、前年度比7,425万円、2.5%増の30億7,999万6,000円を計上いたしました。地方譲与税においては、自動車重量譲与税、地方道路譲与税ともに減額となり、1億6,900万円を計上いたしました。

地方交付税は、実質的な地方交付税の総額が前年度と同額程度を確保できましたことなどを勘案し、4,000万円、1.1%増の37億4,000万円を計上いたしました。

一方、国庫支出金は、主に道路整備事業の本格化に伴いまして、道整備交付金が増額となりましたことにより、前年度より6,102万5,000円の増加となりました。県支出金は合併後3年間交付されておりました市町村合併特別交付金が終了したことや、畜産基盤再編総合整備事業の縮減により大幅減額となりました。

繰入金につきましては、公的資金の繰上償還に伴い、減債基金から5,700万円、また財源不足額を財政調整基金から3億7,000万円繰り入れることといたしまして、繰入金総額では前年度と比べ4,528万1,000円増の4億2,800万6,000円を計上いたしました。

市債は、前年度より4億5,480万円多い12億9,680万円でありまして、その要因は

公的資金繰上償還に伴う借換債2億30万円が新たに加わりましたことや、市道路整備に伴う合併特例債7億580万円の発行によるものであります。その他臨時財政対策債、辺地対策債事業がございますが、将来の財政運営に配慮し、いずれも交付税措置のある有利な起債を活用することといたしました。

この結果、市税等の自主財源は39億4,454万9,000円、構成比35.9%、地方交付税等の依存財源は70億4,345万1,000円、構成比64.1%となったところでございます。

歳出につきましては、引き続き行財政改革を断行するとともに、総合計画の実現に向け、選択と集中により諸施策を推進することといたしました。

総務費は、前年度と比べまして4,827万7,000円、4.1%の減となっております。これは定住促進対策事業に係る補助金が新たに増額となったものの、固定資産評価替委託料や、職員の退職等に伴う職員人件費の減を見込んだことによるものであります。

民生費は5,877万円、2.1%増の29億1,060万1,000円となっております。国民健康保険特別会計繰出金が大幅に減額となるとともに、老人保健特別会計繰出金は後期高齢者医療制度の創設に伴い移行することとなります。また、旧野上小学校跡地への向田保育園移設整備費を新規に計上することといたしました。さらに、障害者及び高齢者に対する福祉タクシー助成事業、こんにちは赤ちゃん祝金支給事業を新たに実施するとともに、こども医療費助成につきましては、これまで小学3年生までを小学6年生まで拡大することといたしました。

衛生費は、9,065万9,000円、6.8%の増となっております。主な要因は那須南病院に係る広域行政負担金の増を見込んだことによるものでございます。また、予防接種事業につきましては、制度改正に伴い増額となっております。

農林水産業費は、前年度と比べ2億5,278万8,000円、41.1%減の3億6,220万5,000円となっております。これは畜産基盤整備事業費及び塩那台地土地改良区負担金の大幅な減額によるものでございます。また、農地・水・環境保全向上対策事業、県単独土地改良事業、県営ほ場整備事業などの継続事業を実施するとともに、新たに森林環境税交付金の活用による元気な森づくり推進事業費を予算措置いたしました。

商工費でございますが、企業誘致を推進するため企業立地奨励金を計上いたしました。

土木費でございますが、2億2,351万6,000円、20.0%増の13億4,069万3,000円となっております。これは道整備交付金及び合併特例債を活用した道路整備事業に本格的に着手いたしますことから、大幅な増額となったものであります。なお、合併特例債事業による道路整備は野上愛宕台線、鴻野山小倉線、都市計画街路公園通り線など14路線となっております。また、道路の維持管理費やふれあいの道づくり事業費を計上し、安心、安全な生

活基盤整備に努めることともいたしております。

消防費でございますが、3,461万8,000円、6.3%増の5億8,454万9,000円となっております。これは消防自動車及び小型ポンプの更新や防火水槽築造工事等に伴い増額となったものであります。

教育費は、前年度と比べ7,159万7,000円、6.2%の増となっております。新規事業は教育特区推進事業といたしまして、小学校から中学校までの一貫した英語コミュニケーション科導入に係る事業費を計上するとともに、すべての小中学校に除細動器（AED）を配置することといたしました。奨学基金運営費につきましては、対象を高校生から大学生まで拡大し、貸与方式を給与方式に改めることといたしました。また、烏山小学校体育館改築に係る耐力度調査及び実施設計委託料や、向田公民館の旧野上小学校への移転整備事業等を予算措置いたしております。

この結果、目的別構成費で見まいりますと、民生費26.5%、公債費14.7%、衛生費13.0%の順となっております。性質別構成費では、人件費22.3%、補助費等19.65%、公債費14.7%の順となっております。

結びでございますが、以上が平成20年度の予算の概要であります。合併3年目を迎え、新市としての一体感の醸成と均衡ある発展を図るため、新たなまちづくりに邁進しておりますが、依然として脆弱な財政基盤に変わりはなく、引き続き厳しい財政運営を強いられているのが現状であります。

これらのことを念頭に置き、さらに徹底した行財政改革を推進するとともに、合併効果を最大限活用し、一層の市民福祉の向上に努力をする所存であります。

次は議案第2号 国民健康保険特別会計であります。国民健康保険は、他の医療保険事業に比べまして高齢者及び低所得者層を多く抱える構造的な体質を持っておりまして、その運営は極めて厳しい状況にあります。予算編成に当たりましては、平成20年4月からスタートする後期高齢者医療制度を基本といたしまして、国民健康保険税率の16%増の改正を行い、経費の節減合理化を図りつつ編成を行ったところでございます。

事業勘定でございますが、歳入歳出予算総額は32億842万円でございます。前年度の当初予算額と比較いたしますと2.0%の減となります。

歳出でございますが、保険給付費が予算総額63.0%でございます。続いて、共同事業拠出金が14.4%、後期高齢者支援金等が10.9%、介護納付金が6.8%となっております。これらの財源は、国民健康保険税、国庫負担金、前期高齢者交付金及び共同事業交付金が主なものでありますが、国民健康保険税につきましては、前年度の当初予算額と比較いたしますと8.1%減の9億6,322万8,000円を計上いたしました。また、1億2,200万円

の財源不足が生じたことから、財政調整基金繰入金をもって措置をいたしております。

診療施設勘定でございますが、この歳入歳出予算総額は9,880万円となっております、前年度当初予算に比較いたしまして3.9%の増額となっております。

歳出の主なものは、総務費が予算総額の50.5%でございます、続いて医業費が38.4%となっております。これらの財源は診療収入と繰越金をもって措置いたしました。

診療所は、地域住民の医療の確保と健康増進に果たす役割は大なるものがありますので、各位のご理解とご協力を賜りながら、健全な運営に努めてまいる所存であります。

なお、本案は、過日の国民健康保険運営協議会に諮問し、原案のと通りの答申を得ておりますことをご報告申し上げます。

議案第3号は熊田診療所特別会計予算についてであります。歳入歳出予算総額は5,910万円となっております、前年度の当初予算と比較いたしますと6.2%の減となります。

歳出予算の主なものは、総務費が67.4%、続きまして医業費が29.9%となっております。これらの財源は、診療収入と運営基金繰入金をもって措置をいたしました。

地域の診療所といたしまして、地域住民への果たす役割は極めて大きく、今後とも健全な運営に努めてまいる所存であります。

議案第4号は老人保健特別会計予算であります。平成20年度老人保健特別会計事業は、平成20年4月からの後期高齢者医療制度の施行に伴い、平成20年3月診療分の支払いと清算業務関係の予算となります。本会計の歳入歳出予算総額は3億1,340万円となり、前年度当初予算と比較いたしますと88.8%の減額となります。

医療費総額は3億804万4,000円であります。これらの財源につきましては、支払基金交付金、国・県負担金及び一般会計繰入金をもって措置をいたしました。

議案第5号は、後期高齢者医療特別会計予算についてであります。平成20年4月からスタートいたします後期高齢者医療制度は、高齢者の医療の確保に関する法律に基づき、保険料の徴収、健康診査事業を行い、老後における健康の保持と適切な医療の確保を目的として新たに創設されました。

本会計の歳入歳出予算総額は3億470万円で、歳出の主なものは保険料等の広域連合納付金が90.7%で、続いて健康診査事業が7.8%となっております。

これらの財源は、後期高齢者医療保険料と一般会計繰入金が主なものでございますが、後期高齢者医療保険料につきましては、2億2,306万3,000円を計上いたしました。

また、一般会計繰入金につきましては、国民健康保険と同様に低所得者や被用者保険の被扶養者に対しまして減額した保険料額を補てんするため、県及び市が負担するものでございまして、6,021万6,000円を計上いたしております。

後期高齢者医療被保険者見込み数は4,860人でありまして、1人当たりの保険料はおおむね4万6,000円となります。

議案第6号は介護保険特別会計予算についてであります。第3期事業計画も最終年度となりますが、引き続き市地域包括支援センターが中心となりまして、介護予防事業といたしまして、各地区の元気高齢者を対象としたいいき健康教室の開催や検診等における特定高齢者把握とその方を対象といたしました介護予防プログラム、これは運動機能の向上、栄養管理指導、口腔ケア等になりますが、その実施と効果測定を実施したほか、独居高齢者の方の処遇困難事例の対応例や緊急性のある事例等の総合相談事業を積極的に取り組んでまいりたいと思います。

平成20年1月末時点における第1号保険者数は8,247人、要介護認定者数は1,187人、一方、在宅及び施設サービス利用者数は平成19年11月利用時点で988名と、今年の同時期と比較いたしますと被保険者数は0.9%、認定者数は3.7%、介護サービス利用者は3.1%と微増ながらも年々増加傾向にあります。

また、平成20年中には、社会福祉法人による市内で初の認知症高齢者グループホームも開所予定となっております。このような状況を踏まえ、平成20年度那須烏山市介護保険特別会計の予算は、歳入歳出ともに19億6,250万円となりまして、平成19年度当初予算と比較いたしますと、おおむね0.6%の増額となっております。

議案第7号は農業集落排水事業特別会計予算についてであります。興野地区の農業集落排水事業につきましては、平成12年1月に供用開始し、以来、施設の維持管理及び水洗化率の向上に取り組んでまいり、平成19年3月末の水洗化率は77%となっております。

平成20年度の予算は総額5,690万円を計上いたしました。歳出の主なものは、水処理センター等施設の維持管理費及び建設事業等に係る市債の元利償還金であります。これらの財源につきましては、事業加入金、使用料、市債及び一般会計繰入金を持って措置をいたしております。

議案第8号は下水道事業特別会計予算についてであります。下水道事業の概要でございますが、烏山中央処理区における整備状況は、全体計画区域260ヘクタールのうち認可区域99ヘクタールの整備を進めているところでありまして、平成19年3月末の整備面積は約71.5ヘクタールであります。全体計画に対する整備率は28%であります。この水洗化率は24.8%、年間汚水処理量は8万3,500立方メートルでございます。

また、南那須処理区におきましては、全体計画76ヘクタールのうち平成19年3月末までに認可区域64ヘクタールの整備を完了いたしております。水洗化率は84.4%で、年間汚水処理量は19万8,000立方メートルであります。今後は、烏山中央処理区の認可区域の整備、水洗化の向上に努めるとともに、引き続き水処理施設の良好な維持管理と水洗化率の向

上に努めてまいり所存であります。

平成20年度の予算は総額4億500万円を計上いたしました。歳出の主なものは、水処理センターの維持管理、管渠築造工事及び建設事業に係る市債の元利償還金であります。これらの財源につきましては、受益者負担金、施設使用料、汚水処理施設整備交付金、市債及び一般会計繰入金等をもって措置をいたしました。

議案第9号は、簡易水道事業特別会計予算についてであります。水道水は、私たちが日常生活を営む上で欠かすことのできない大切なものであります。このため簡易水道施設におきましても安定した水を供給するため、施設の維持管理に万全を期してまいり所存であります。

本会計の予算総額は3億1,350万円であります。主な内容は、簡易水道の人件費、維持管理費、市債の繰上償還に伴う元金及び利息であります。財源につきましては水道使用料、加入金、一般会計繰入金、簡易水道事業借換債等をもって措置をいたしております。

議案第10号は平成20年度那須烏山市水道事業会計予算についてであります。水道事業につきましては、経済的運営と公共の福祉の増進に心がけ、良質で安全な水道水を安定的に供給し、信頼される水道事業経営を構築してまいりたいと思います。

事業経営におきましては、効率のいい事業計画と経費の節減、サービスの向上など一層企業努力を図るとともに、安定供給のため維持管理、施設の整備等に努めてまいります。

平成20年度当初予算の業務概要でございますが、給水戸数8,738戸、年間給水量261万7,000立方メートル、1日平均給水量7,170立方メートル、主な建設改良事業費は7億827万8,000円であります。

収益的収入の主なものは、水道料金、他会計補助金等ございまして6億2,626万6,000円であります。収益的支出の主なものは、原水及び浄水費、配水及び給水費、総係費、減価償却費、支払利息等ございまして6億1,558万5,000円でございます。

投資的経費であります資本的収入の主なものは、企業債、他会計出資金、負担金等でありまして6億5,660万6,000円であります。資本的支出の主なものは、建設改良費として、八ヶ代地内の配水管布設整備費、富士見台工業団地への市道建設に伴う配水管布設整備費、城山配水池の廃止に係る減圧弁設置整備費、愛宕台市内の送水管等布設整備費及び興野第4水源の取水場ポンプ取替工事費等であります。

また、企業債の繰上償還に係る企業債償還元金等で8億8,327万円を計上いたしております。

以上、議案第1号から議案第10号まで一括提案理由の説明を申し上げます。ご審議をいただきまして、可決賜りますようお願いを申し上げます、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（小森幸雄君） 以上で、市長の提案理由の説明が終わりました。

お諮りいたします。ただいま上程中の平成20年度当初予算につきましては、3月7日の本会議におきまして総括質疑の後、各常任委員会に付託をしたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

よって、平成20年度当初予算の質疑及び常任委員会の付託については、3月7日と決定いたしました。

---

◎日程第37 付託第1号 請願書等の付託について

○議長（小森幸雄君） 日程第37 付託第1号 請願書等の付託についてを議題といたします。この定例会において受理した陳情書は付託第1号のとおりであります。この陳情書につきましては、所管の常任委員会に付託したいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（小森幸雄君） 異議なしと認めます。

したがって、陳情書第1号 市町村管理栄養士設置に関する陳情書については、文教福祉常任委員会に付託をいたします。

当初、時間延長を予定しておりましたが、議員の皆さんのご協力によりましてスムーズに議事運営ができました。

---

○議長（小森幸雄君） 以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、本日はこれで散会いたします。

ご苦労さまでございました。

〔午後 4時11分散会〕